GMO INTERNET

2017年12月期 定時株主総会

招集ご通知
株主総会参考書類

平成30年３月6日

2017年12月期定時株主総会招集ご通知

日　　時　平成30年3月21日　水曜・祝日　午前10時
受付開始　午前9時

場　　所　東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下２階「ボールルーム」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

報告事項
1. 2017年12月期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　会社提案（第1号議案～第4号議案）
取締役会からご提案させていただく議案です。
第１号議案　定款の一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）16名選任の件
第３号議案　監査等委員４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬額設定の件

株主提案（第５号議案～第10号議案）
一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。
第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の廃止の件
第６号議案　定款一部変更の件（買収防衛策の導入方法）
第７号議案　定款一部変更の件（指名委員会等設置会社制度への移行）
第８号議案　定款一部変更の件（取締役社長と取締役会議長の兼任禁止）
第９号議案　定款一部変更の件（累積投票による取締役選任について）
第10号議案　取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬額設定（少数株主の利益と連動する報酬体系の採用）の件

以上

議決権事前行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット

パソコンまたはスマートフォンから当社指定の議決権行使サイト**https://evote.tr.mufg.jp/**にアクセスして各議案に対する賛否をご入力ください。この場合、同封の議決権行使書用紙に記載のログインIDおよび仮パスワードを入力することが必要となりますので、ご注意ください。

2018年3月20日（火）午後7時受付分まで



議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

議決権行使の記載方法は、別紙のとおりです。

2018年3月20日（火）午後7時受付分まで

ご注意事項

●郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
●インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

0120-173-027［通話料無料］
受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

会社提案

第１号議案　定款一部変更の件 …… 1頁
第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）16名選任の件 …… 2頁
第３号議案　監査等委員4名選任の件 …… 19頁
第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬額設定の件 …… 23頁

株主提案

第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の廃止の件 …… 24頁
第６号議案　定款一部変更の件（買収防衛策の導入方法）…… 29頁
第７号議案　定款一部変更の件（指名委員会等設置会社制度への移行） …… 32頁
第８号議案　定款一部変更の件（取締役社長と取締役会議長の兼任禁止） …… 44頁
第９号議案　定款一部変更の件（累積投票による取締役選任について）…… 47頁
第10号議案　取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬額設定（少数株主の利益と連動する報酬体系の採用）の件 …… 50頁

会社提案

第１号議案 ｜ 定款一部変更の件

１．変更の理由
当社の事業拡大に伴い、第３条（目的）に事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第１章総則	第１章総則
第１条～第２条 現行どおり	第１条～第２条 現行どおり
第３条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 現行どおり （新設） （15）から（16）まで 現行どおり （新設） （17）から（20）まで 現行どおり	第３条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 現行どおり （15）銀行代理業 （16）から（17）まで 現行どおり （18）仮想通貨その他電磁的価値情報に関する業務 （19）から（22）まで 現行どおり
第４条～第52条 現行どおり	第４条～第52条 現行どおり

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）16名選任の件

当社の取締役全員（15名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役16名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧表

候補者番号	氏　名	地　位	担　当
1	熊谷（くまがい） 正寿（まさとし）	代表取締役会長兼社長グループ代表	―
2	安田（やすだ） 昌史（まさし）	取締役副社長	グループ代表補佐・グループ管理部門統括
3	西山（にしやま） 裕之（ひろゆき）	取締役副社長	グループ代表補佐・グループEC支援部門統括 兼グループ人財開発統括
4	相浦（あいのうら） 一成（いっせい）	取締役副社長	グループ決済部門統括
5	伊藤（いとう） 正（ただし）	専務取締役	グループインフラ部門統括 兼事業本部長
6	山下（やました） 浩史（ひろふみ）	専務取締役	グループシステム部門統括 兼システム本部長
7	堀内（ほりうち） 敏明（としあき）	常務取締役	次世代システム研究室長
8	有澤（ありさわ） 克己（かつみ）	常務取締役	グループ財務担当 兼グループ国際化支援室担当 兼グループ人事部長
9	新井（あらい） 輝洋（てるひろ）	取　締　役	グループ投資戦略室長
10	佐藤健太郎（さとうけんたろう）	取　締　役	―
11	児玉（こだま） 公宏（きみひろ）	取　締　役	事業本部ホスティング事業部長
12	中條（ちゅうじょう） 一郎（いちろう）	取　締　役	セキュリティ事業担当 兼海外戦略アドバイザー
13	橋口（はしぐち） 誠（まこと）	取　締　役	グループ広告部門統括
14	福井（ふくい） 敦子（あつこ）	取　締　役	グループ広報・IR部長
15	金子（かねこ） 岳人（たけひと）	取　締　役	新任
16	林（はやし） 泰生（やすお）	取　締　役	新任

(注) 各候補者は、平成18年３月より採用されている当社株式の大規模買付行為に関する対応方針に賛成しております。かかる対応方針の概略につきましては、招集ご通知添付書類39頁から45頁までに記載の「7．株式会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。

1 くまがい まさとし 熊谷 正寿 昭和38年７月17日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 11,450,411株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成３年５月	株式会社ボイスメディア（現GMOインターネット株式会社）代表取締役
平成11年９月	株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）代表取締役
平成12年４月	株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役
平成13年８月	株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）代表取締役会長
平成14年４月	GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ株式会社）取締役会長（現任）
平成15年３月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）代表取締役会長兼社長 株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）取締役会長（現任）
平成16年３月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任） GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任）
平成16年12月	株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長
平成19年３月	株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役会長
平成20年５月	GMOインターネット株式会社 代表取締役会長兼社長グループ代表（現任）
平成21年４月	株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）取締役会長（現任）
平成23年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長
平成24年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長（現任）
平成27年３月	GMOアドパートナーズ株式会社取締役
平成28年３月	GMOアドパートナーズ株式会社取締役会長（現任）

選任理由

当社創業者として、当社を含む上場９社、グループ104社を率い、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識に加え、既成概念にとらわれない先駆的な取り組みを先頭に立って推し進めるリーダーシップを有します。当社代表取締役会長兼社長・グループ代表として、100年単位で継続する企業となる原動力として、国内外のグループ経営戦略の実行、推進をする取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

2 安田 昌史（やすだ まさし） 昭和46年6月10日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 31,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成12年 4 月	公認会計士登録 インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
平成13年 9 月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社）経営戦略室長
平成14年 3 月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社）取締役経営戦略室長
平成15年 3 月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社）常務取締役 グループ経営戦略担当兼IR担当
平成17年 3 月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社）専務取締役 管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
平成20年 5 月	GMOインターネット株式会社 専務取締役グループ管理部門統括
平成25年 3 月	GMOインターネット株式会社専務取締役 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
平成27年 3 月	GMOインターネット株式会社取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括（現任）
平成28年 3 月	GMOメディア株式会社取締役（現任） GMOクラウド株式会社取締役（現任） GMOペパボ株式会社取締役（現任） GMOリサーチ株式会社取締役（現任） GMOアドパートナーズ株式会社取締役（現任） GMO TECH株式会社取締役（現任）
平成28年 6 月	GMOクリックホールディングス株式会社 （現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社） 取締役（現任） あおぞら信託銀行株式会社社外監査役（現任）
平成28年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役（現任）

選任理由

平成12年に当社に入社して以降、公認会計士の専門的な知識と経験を発揮しグループの成長に貢献。平成17年以降は、当社およびグループの管理部門を統括し、法令順守とガバナンス強化によるリスクマネジメントを遂行。IR担当役員として、タイムリーディスクロージャー、当社グループのIR・財務戦略を積極的に展開。平成27年から取締役副社長に就任し、グループ代表を経営管理・財務分野で補佐し、当社のグループ経営にとって、上場企業運営の見地における経営管理や財務、コーポレートガバナンスの分野における豊富な知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

3 西山 裕之（にしやま ひろゆき） 昭和39年8月14日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 50,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年 9 月	株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）入社
平成12年 4 月	株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）代表取締役社長
平成13年 3 月	インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役
平成15年 3 月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）常務取締役 グループメディア営業担当
平成18年 3 月	株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役会長
平成19年 3 月	GMOインターネット株式会社専務取締役
平成20年 5 月	GMOインターネット株式会社専務取締役 グループ事業部門統括
平成22年 3 月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役（現任）
平成25年 3 月	GMOインターネット株式会社専務取締役 グループ代表補佐 グループEC支援部門統括 兼グループ人財開発統括
平成27年 3 月	GMOインターネット株式会社取締役副社長 グループ代表補佐 グループEC支援部門統括 兼グループ人財開発統括（現任）

選任理由

平成11年にグループ参画後、当社のグループ会社上場第１号である、株式会社まぐクリック（現 GMOアドパートナーズ株式会社）代表取締役社長に就任し、平成13年より当社取締役に就任。グループのメディア部門統括として、企業経営の豊富な経験やグループを横断する事業全体を推進するためのリーダーシップを発揮。平成27年には取締役副社長に就任し、事業部門を統括するポジションからグループ代表を補佐、また、グループの人財開発担当としても現場を指揮。
企業経営を通じて培った高い見識、業界・グループ内のサービスに精通し、人財戦略においても豊富な経験を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

4 相浦 一成（あいのうら いっせい） 昭和37年７月19日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 3,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年４月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
平成12年４月	カード・コール・サービス株式会社 （現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）代表取締役社長
平成15年12月	株式会社エムティーアイ取締役
平成18年３月	GMOインターネット株式会社取締役
平成23年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役CEO
平成24年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役社長（現任）
平成26年３月	GMOインターネット株式会社専務取締役 グループ決済部門統括
平成28年３月	GMOインターネット株式会社取締役副社長 グループ決済部門統括 （現任）

選任理由

日本アイ・ビー・エム株式会社を経て平成12年にカード・コール・サービス株式会社（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）代表取締役に就任。平成17年には同社を上場させ、３年後には東証１部に市場変更。同社は営業利益25％以上の継続的な成長を公約する戦略立案と中期にわたる成長戦略を実現。当社にとって、企業経営全般の豊富な経験、グローバル展開の広い知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

5 伊藤 正（いとう ただし） 昭和49年３月12日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 127,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成９年10月	インターキュー株式会社 （現GMOインターネット株式会社）入社
平成13年12月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社）OEM事業本部長
平成16年３月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社）取締役 ビジネスパートナーカンパニープレジデント
平成16年９月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社）取締役 ビジネスパートナー統括本部長
平成18年８月	GMOインターネット株式会社取締役 グループ営業推進統括本部長
平成20年４月	GMOインターネット株式会社常務取締役 グループ営業推進統括本部長
平成21年１月	GMOインターネット株式会社常務取締役事業本部長
平成25年３月	GMOクラウド株式会社取締役（現任） 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社） 取締役（現任） GMOインターネット株式会社専務取締役 グループインフラ部門統括兼事業本部長（現任）

選任理由

平成９年に入社し、主に新規事業や外部とのアライアンスを担当。平成20年より常務取締役事業本部長として、当社の中核事業である、ドメイン・クラウドホスティング事業などのサービスを有機的に連携、価格戦略、マーケティング戦略を通じて成長を牽引。管掌事業は国内No.1シェアとなり、攻めの事業戦略、組織運営を確立。今後のグローバルな事業展開において、当社の次の成長を見据えた経営戦略を遂行する能力を有する取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

6 山下 浩史（やました ひろふみ） 昭和37年７月１日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 28,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年４月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
平成14年２月	日本アイ・ビー・エム株式会社 金融ソリューション・サービス開発部長
平成19年４月	GMOインターネット株式会社入社 グループシステム支援室室長代理
平成20年４月	GMOインターネット株式会社グループシステム支援室室長
平成21年１月	GMOインターネット株式会社システム本部長
平成21年３月	GMOインターネット株式会社取締役システム本部長
平成22年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社社外取締役
平成23年３月	GMOインターネット株式会社常務取締役システム本部長
平成23年６月	GMOクリック証券株式会社社外取締役
平成25年３月	GMOインターネット株式会社常務取締役 グループシステム部門統括兼システム本部長
平成27年３月	GMOインターネット株式会社専務取締役 グループシステム部門統括兼システム本部長（現任）

選任理由

日本アイ・ビー・エム株式会社で金融ソリューションサービス開発に従事した手腕から、平成19年にグループへ招聘。平成21年より取締役としてシステム部門を統括。
その豊富な知識と経験、さらには強い統率力で、当社を含めグループのシステム部門の技術力向上、運用の効率化に貢献。平成23年から常務取締役、平成27年からは専務取締役に就任し、当社および当社グループのサービス基盤を支えるシステムの専門的な見識・経験を有する取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

7 堀内（ほりうち） 敏明（としあき） 昭和46年３月27日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 10,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成14年７月	GMOメディアアンドソリューションズ株式会社（現GMOメディア株式会社）入社
平成15年３月	GMOメディアアンドソリューションズ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役システム本部長
平成20年３月	GMOインターネット株式会社入社 次世代システム研究室長
平成23年３月	GMOインターネット株式会社取締役 次世代システム研究室長
平成26年10月	GMOアドパートナーズグループグループCTO室長
平成27年３月	GMOインターネット株式会社常務取締役 次世代システム研究室長（現任） GMOアドパートナーズ株式会社取締役副社長 兼GMOアドパートナーズグループCTO室長（現任）

選任理由

平成14年にGMOメディアアンドソリューションズ株式会社（現GMOメディア株式会社）へ入社し、その高い技術力から平成20年に当社へ招聘。先進的な技術開発への取り組み、技術者の育成、マネジメントにおいて高いリーダーシップを発揮し、グループを横断した新サービスの開発等に貢献。平成23年に当社取締役、平成27年には当社常務取締役に就任し、当社グループ、GMOアドパートナーズ株式会社取締役副社長を兼任しています。最先端技術開発の実績、専門分野の見識を有する取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

8 有澤（ありさわ） 克己（かつみ） 昭和48年12月21日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 31,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年５月	インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
平成13年７月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）経営戦略室マネージャー
平成13年９月	税理士登録
平成15年３月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）グループ経営戦略室長
平成16年４月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）グループ経営戦略本部長
平成17年３月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役グループ経営戦略本部長
平成20年３月	株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）社外監査役
平成20年５月	GMOインターネット株式会社取締役グループ財務本部長
平成21年１月	GMOインターネット株式会社取締役グループ財務部長
平成28年３月	GMOアドパートナーズ株式会社取締役（現任） GMOインターネット株式会社常務取締役 グループ財務担当兼グループ人事部長
平成29年５月	GMOインターネット株式会社常務取締役 グループ財務担当兼グループ国際化支援室担当 兼グループ人事部長（現任）

選任理由

平成11年に当社に入社以降一貫して経理、財務分野を担当。税理士資格を保有し、専門的な知見と豊富な経験から、平成17年より経理・グループ連結財務の担当取締役に就任。
平成28年には、当社常務取締役に就任し、当社グループ財務担当兼グループ人事部長に就任。
財務の健全性や正確性の観点から透明性の高い財務戦略を遂行し、豊富な業務経験と、幅広い見識を有し、人財戦略においても、働く仲間の人財支援・育成、多様化する働き方への取り組みなど実践力を有する取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

9 新井（あらい） 輝洋（てるひろ） 昭和48年２月27日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 15,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年12月	インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
平成13年４月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）経営戦略室マネージャー
平成13年７月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）退社
平成13年７月	新井会計事務所開業
平成15年12月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
平成16年４月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）グループ投資戦略室長
平成17年３月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役 グループ投資戦略室長（現任）
平成22年12月	公認会計士登録

選任理由

公認会計士として豊富な知識と経験を有し、平成11年から当社の投資戦略（仲間作り）を担当し、平成17年より当社取締役グループ投資戦略室長としてグループの拡大に貢献。当社グループの事業及びグローバル戦略における優先度・重要度の高い分野の仲間作りを推進し、経営全般及び管理・事業運営に関する幅広い知見を有する取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

10 佐藤（さとう） 健太郎（けんたろう） 昭和56年1月10日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 2,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成15年1月	有限会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）入社
平成17年1月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）社長室長
平成18年2月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役経営企画室長
平成19年3月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役副社長経営企画室長
平成20年3月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）代表取締役副社長経営企画室長
平成21年3月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）代表取締役社長（現任）
平成22年3月	GMOインターネット株式会社取締役（現任）

選任理由

平成15年、有限会社paperboy&co.（現 GMOペパボ株式会社）の創業メンバーとして参加。平成21年には代表取締役社長に就任し、会社名をGMOペパボに変更。
平成22年より当社取締役として招聘。当社グループの中核事業であるドメイン・ホスティング事業において個人をターゲットにしたサービスを中心に展開するなど、企業経営全般、事業運営の豊富な経験から取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

11 児玉 公宏（こだま きみひろ） 昭和47年11月5日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 3,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成10年 8 月	インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
平成11年 4 月	インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）カスタマーサービス本部チームリーダー
平成17年 4 月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社） IxP統括本部カスタマーサービス本部長 兼グループカスタマーサービスクオリティコントローラー
平成19年 1 月	GMOインターネット株式会社 IxP統括本部アクセス事業本部長 兼ホスティング事業本部長
平成20年 1 月	GMOインターネット株式会社 IxP統括本部ホスティング事業本部長
平成21年 1 月	GMOインターネット株式会社 事業本部ホスティング事業部長
平成24年 3 月	GMOインターネット株式会社取締役 事業本部ホスティング事業部長（現任）

選任理由

平成10年の入社から、当社サービスにおけるカスタマーサービス部門を歴任し、グループの事業に関するサービス、技術、運用面まで幅広い知識・見識を発揮。当社の中核事業であるクラウドホスティング事業はマーケットシェアNo.1サービスとして、競争優位性の高い商材を提供するなど、豊富な事業運営経験を有する取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

12 中條（ちゅうじょう） 一郎（いちろう） 昭和40年7月18日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 17,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成９年７月	WEBKEEPERS, Inc.（現GMO-Z.COM USA, INC.）入社
平成12年２月	株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）取締役
平成15年４月	日本ジオトラスト株式会社（現GMOグローバルサイン株式会社）代表取締役社長（現任）
平成18年３月	GMOホスティング&セキュリティ株式会社（現GMOクラウド株式会社）取締役セキュリティサービス事業統括
平成22年３月	GMOホスティング&セキュリティ株式会社（現GMOクラウド株式会社）取締役副社長セキュリティサービス事業統括
平成23年12月	GMOクラウド株式会社取締役副社長セキュリティサービス事業統括兼エンタープライズ営業部門統括
平成25年１月	GMOクラウド株式会社取締役副社長セキュリティサービス事業統括兼マーケティング部門統括
平成26年１月	GMOクラウド株式会社取締役副社長セキュリティサービス事業統括
平成27年１月	GMOクラウド株式会社取締役副社長セキュリティ事業担当兼IAM事業担当
平成28年３月	GMOインターネット株式会社取締役セキュリティ事業担当海外戦略アドバイザー（現任）
平成29年１月	GMOクラウド株式会社取締役副社長セキュリティ事業担当（現任）

選任理由

平成９年に当社グループWEBKEEPERS, Inc.（現 GMO-Z.COM USA, INC.）に入社し、平成12年には、株式会社アイル（現 GMOクラウド株式会社）の取締役に就任。
平成15年よりセキュリティ事業を行う日本ジオトラスト株式会社（現 GMOグローバルサイン株式会社）の代表取締役社長に就任し、世界で電子証明書を発行する認証局を運営。経営全般及びグローバルな事業経営に関する知見を有する取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

13 橋口 誠（はしぐち まこと） 昭和43年10月1日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 11,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成12年 4 月	株式会社日広取締役
平成15年 4 月	株式会社日広常務取締役
平成16年 4 月	株式会社日広専務取締役
平成18年 9 月	株式会社NIKKO（現GMOアドホールディングス株式会社）専務取締役
平成19年 7 月	株式会社NIKKO（現GMOアドホールディングス株式会社）代表取締役社長
平成21年 8 月	株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）代表取締役社長（現任）
平成23年 3 月	GMOアドパートナーズ株式会社取締役
平成27年 3 月	GMOアドパートナーズ株式会社代表取締役社長（現任） GMOモバイル株式会社 （現GMOアドマーケティング株式会社）取締役（現任） GMOソリューションパートナー株式会社取締役（現任） GMOアドホールディングス株式会社取締役（現任）
平成29年 5 月	GMOインターネット株式会社 取締役グループ広告部門統括（現任）

選任理由

平成12年に広告代理事業を行う株式会社日広に入社し、一貫して広告分野における職責を歴任。平成21年には株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）の代表取締役、平成27年にはGMOアドパートナーズ株式会社の代表取締役に就任し、グループ内におけるネット広告・メディア事業を統括。経営者としての豊富な経験とインターネット広告業界において幅広い見識を有する取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

14 福井 敦子（ふくい あつこ） 昭和46年11月8日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 6,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成12年 7 月	インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
平成18年 8 月	GMOインターネット株式会社グループ営業推進統括本部グループ営業推進本部渉外チームリーダー
平成19年10月	GMOインターネット株式会社 社長付特務プロジェクト　シニアプロデューサー
平成24年 8 月	GMOインターネット株式会社 グループ広報・IR部マネージャー 兼社長付特務プロジェクト　シニアプロデューサー
平成27年 4 月	GMOインターネット株式会社 グループ広報・IR部長
平成29年 5 月	GMOインターネット株式会社 取締役グループ広報・IR部長（現任）

選任理由

平成12年の入社から、社長室渉外担当として新規事業の立ち上げ、ホスティング事業のOEM提供、事業譲渡などのプロジェクトを担当。平成19年から社長付の特務プロジェクトを歴任し、平成24年には当社および当社グループのIR、PRを担う組織の責任者を任せられる。株主・投資家などのステークホルダーとの良好な関係性の構築に手腕を発揮し、当社の経営を支えている。この豊富な業務経験を当社の経営に活かし、また、当社で増加する女性社員・女性幹部のキャリア形成などを含め、ダイバーシティ・マネジメントに対して大きな貢献をしていただけるものと判断し、候補者として選定いたしました。

15 金子（かねこ） 岳人（たけひと） 昭和39年３月28日生



新任

所有する当社の株式数

普通株式 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年４月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
平成11年１月	日本アイ・ビー・エム株式会社 金融システム事業部第一営業部長
平成17年１月	日本アイ・ビー・エム株式会社理事金融第一事業部長
平成18年４月	日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員金融第一事業部長
平成22年４月	IBM Corporation出向 Vice President,Banking Frameworks,Finance Sector
平成23年４月	IBM Corporation Vice President,Business Development,Global Business Services
平成23年８月	日本アイ・ビー・エム株式会社 専務執行役員ソフトウェア事業担当
平成24年１月	日本アイ・ビー・エム株式会社 専務執行役員グローバル・テクノロジー・サービス事業アウトソーシング事業統括担当
平成27年２月	日本アイ・ビー・エム株式会社 専務執行役員グローバル・テクノロジー・サービス事業本部（General Manager）
平成29年６月	あおぞら信託銀行株式会社代表取締役会長（現任）
平成29年６月	GMOクリック証券株式会社社外取締役（現任）
平成29年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役（現任）

選任理由

日本アイ・ビー・エム株式会社で専務執行役員を務めた経歴を有しており、当社と係わりのある金融関連事業に関する豊富な経験と知識等を当社の経営に活かしていただくため、取締役として適任であると判断しました。

16 林 泰生（はやし やすお） 昭和50年９月５日生



新 任

所有する当社の株式数

普通株式 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成14年４月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社）入社
平成14年10月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社） アクセスカンパニー営業管理チームリーダー
平成17年４月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社） IxP統括本部営業管理本部長
平成20年１月	GMOインターネット株式会社 IxP統括本部アクセス事業本部長兼営業管理本部長
平成21年１月	GMOインターネット株式会社事業本部アクセス事業部長
平成29年６月	GMOインターネット株式会社 事業本部アクセス事業部長兼 事業本部メディア営業部長（現任）

選任理由

平成14年の入社から、当社の創業事業でもあるインターネット接続サービスの業務管理全般を担当し、平成17年からはIxP統括本部 営業管理本部本部長を任せられる。平成21年からはアクセス事業部の責任者として競合環境の激しい通信事業の最新の動向やマーケティング戦略に手腕を発揮し、当該事業の高い成長率をけん引する豊富な事業運営経験を有する取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

第３号議案 ｜ 監査等委員４名選任の件

当社の監査等委員である取締役全員（４名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

1 武藤（むとう） 昌弘（まさひろ） 昭和36年12月23日生



再任

所有する当社の株式数

普通株式 19,700株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和62年４月	株式会社タイトー入社
平成９年１月	株式会社セレスポ入社
平成９年10月	株式会社ヴィ・キュービック入社 同社経理課長
平成10年３月	インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社） 監査役
平成28年３月	GMOインターネット株式会社取締役・監査等委員（現任）

候補者と当社との特別の利害関係等

当社との間に特別の利害関係はありません。

選任理由

1998年、当社監査役に就任。経理全般の豊富な経験、知識に基づき、企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの監査・監督を実施。経理分野における専門的な見識、当社グループの事業に関する広範な知識を有し、当社取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。
上記候補者が選任された場合、当社の定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

2 小倉 啓吾（おぐら けいご） 昭和46年７月19日生



再任・社外

所有する当社の株式数

普通株式 3,200株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成８年10月	センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
平成12年４月	公認会計士登録
平成13年１月	株式会社パートナーズコンサルティング入社
平成14年９月	小倉公認会計士事務所設立 同事務所所長（現任）
平成16年３月	グローバルメディアオンライン株式会社 （現GMOインターネット株式会社）監査役
平成28年３月	GMOインターネット株式会社取締役・監査等委員（現任）

候補者と当社との特別の利害関係等

当社との間に特別の利害関係はありません。

選任理由

税務、会計としての専門的見地から企業経営に関して高い見識を有しているため、取締役（社外）（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。
上記候補者が選任された場合、当社の定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
上記候補者が選任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定でおります。
上記候補者の当社社外取締役就任期間は本総会終結のときをもって２年となります。

3 郡司掛（ぐんじかけ） 孝（たかし） 昭和22年４月22日生



再任・社外

所有する当社の株式数

普通株式 8,800株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和41年４月	東京国税局入局（大蔵事務官）
平成８年７月	鎌倉税務署副署長
平成15年７月	東京国税局調査第二部統括国税調査官
平成16年７月	東京国税局課税第二部資料調査第二課長
平成17年７月	神奈川税務署長
平成19年８月	税理士登録
平成24年３月	GMOインターネット株式会社監査役
平成28年３月	GMOインターネット株式会社取締役・監査等委員（現任）

候補者と当社との特別の利害関係等

当社との間に特別の利害関係はありません。

選任理由

税理士としての専門的見地から高い見識を有しているため、取締役（社外）（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。
上記候補者が選任された場合、当社の定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
上記候補者が選任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定でおります。
上記候補者の当社社外取締役就任期間は本総会終結のときをもって２年となります。

4 増田（ますだ） 要（かなめ） 昭和38年４月25日生



再任・社外

所有する当社の株式数

普通株式 400株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成２年４月	第一東京弁護士会弁護士登録 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
平成10年10月	メリルリンチ日本証券株式会社入社
平成12年11月	メリルリンチ日本証券株式会社 法務部長［ジェネラルカウンセル］（個人顧客部門）
平成13年３月	メリルリンチ日本証券株式会社執行役員兼法務部長
平成15年11月	新村総合法律事務所入所
平成18年９月	ニューヨーク州弁護士登録
平成20年２月	増田パートナーズ法律事務所設立
平成20年５月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社） 社外監査役
平成20年６月	株式会社じぶん銀行社外監査役（現任）
平成25年２月	コモンズ投信株式会社監査役（現任）
平成26年３月	GMOインターネット株式会社監査役
平成26年６月	株式会社カンドー社外取締役
平成26年10月	株式会社クロスワープ社外監査役（現任）
平成27年11月	ジャパン・ホテル・リート投資法人執行役員（現任）
平成28年３月	GMOインターネット株式会社取締役・監査等委員（現任）

候補者と当社との特別の利害関係等

当社との間に特別の利害関係はありません。

選任理由

弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績を上げられており、また、経営に関する高い見識を有しているため、取締役（社外）（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。

上記候補者が選任された場合、当社の定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

上記候補者が選任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定でおります。

上記候補者の当社社外取締役就任期間は本総会終結のときをもって２年となります。

第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、近時の経済情勢等諸般の事情も考慮して、当社の報酬制度（制度の具体的な内容や考え方については、株主提案の第７号議案および第10号議案に対する当社取締役会の意見に記載のとおりであります。）に基づいた報酬の支給が確実に行われるよう、年額12億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。
なお、現在の取締役は15名（監査等委員であるものを除く。）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員であるものを除く。）は16名となります。

株主提案

第5号議案から第10号議案は、一部の株主様からご提案された議案となります。
取締役会としては、これらの議案にいずれにも反対しております。
各議案末尾に記載された取締役会の意見をご確認いただき、議決権行使をお願い申し上げます。

第５号議案	当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の廃止の件
取締役会の意見	反対します

⑴ 議案の要領

2006年3月13日開催の当社取締役会において導入され、毎年取締役の全員により継続することが決定されている当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を廃止し、継続しないこととします。

⑵ 提案の理由

ア　買収防衛策を廃止しないことによる承服しがたいデメリット

買収防衛策とは、一般に、株式会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により自己に対する買収の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収（いわゆる敵対的買収）が開始される前に導入されるものをいいます。

株主にとって会社の買収には、①買収者が会社の支配権を取得し、経営陣を交代させて業績を改善させる可能性がある、②経営陣にとって敵対的買収の潜在的な脅威が存在することによって、経営陣には買収されないように株価を高めるインセンティブが与えられる（株価が高ければ買収に必要なコストが増えるため）、という利点があります。とりわけ、前者については、株主に取締役の選解任権等を通じて会社経営をコントロールできる権限を与えるとい

う株式会社の基本的な仕組みに由来する当然の帰結であるといえます。しかしながら、敵対的買収のように会社支配への脅威が関わる局面では、取締役には会社や株主のためではなく、自己の会社における保身を目的として行動する可能性が常に存在するため、会社が買収防衛策を導入することは、取締役による自己保身を助長し、会社経営において上記①及び②のような株主の利益がないがしろにされることにつながり、ひいては当該会社の株式価値を不当に貶めるおそれがあります。現に、近年企業の資本効率を計る指標として注目されるROEの値や配当性向について、上場会社のうち買収防衛策保有会社の中央値が上場会社全体のものより低いことが指摘されていることからもこのことは裏付けられており、買収防衛策を導入・継続する上場企業の数は減少の一途をたどっています（茂木美樹・谷野耕司「敵対的買収防衛策の導入状況－2016年6月総会を踏まえて－」旬刊商事法務2120号12頁以下参照）。このように他社の動向を踏まえても、買収防衛策はいかなる形であろうと導入・継続するべきではなく、当社に既に導入されている買収防衛策は、即刻廃止されるべきです。

なお、当社の買収防衛策を含むいわゆる事前警告型の買収防衛策を導入するメリットとして、大規模買付者に情報提供を促すことができることが挙げられることがあります。しかしながら、大規模買付者に関する情報の確保は、金融商品取引法上の制度によっても相当程度達成することができることからすれば、取締役の自己保身のために濫用されるおそれや株価の低迷リスクを甘受してまでも、享受すべきメリットとは到底いえません。

イ　当社の買収防衛策の致命的な問題点

仮に、一般論として買収防衛策を導入することに一定の合理性が認められる場合があり得るとしても、当社の買収防衛策には以下のような問題があります。

当社の買収防衛策は、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対して情報提供義務を課し、所定の検討期間、取締役会が最終決定権者として当該情報

をもとに当該大規模買付行為の是非を判断するといういわゆる事前警告型買収防衛策と言われるものです。そして、大規模買付者が大規模買付ルールに定められたプロセスに従わずに大規模買付を行おうとした場合、取締役会は、対抗措置として、新株予約権の発行、新株の発行等を行い、大規模買付者の目的を阻害する行動をとることができるものとされています。

しかし、買収提案に応じるかの判断は株主の利害に大きく関係するものであり、2005年5月27日に経済産業省及び法務省より公表された『企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針』（以下「買収防衛策に関する指針」といいます。）においては、買収防衛策の導入、発動及び廃止は株主共同の利益を確保し、又は向上させる目的をもって行うべきであり（3頁）、株式会社の実質的所有者である株主の合理的な意思に依拠すべきであるという株主意思の原則を掲げるなど（5頁）、買収防衛策に係る判断が原則として株主の利益や合理的意思に委ねられるべきことが謳われています。また、2015年6月1日に株式会社東京証券取引所が上場会社に適用されるべきコーポレート・ガバナンスに係るルールとして公表した『コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～』（以下「CGコード」といいます。）においても、買収防衛策は、「経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない」（原則1-5）とされています。

当社の買収防衛策は、導入、継続及び廃止の判断がいずれも取締役会の判断に委ねられているだけでなく、対抗措置の実施に係る決定権も取締役会にあり、いずれの場面においても、株主の意思が反映される仕組みとなっていません。そうである以上、取締役会は、大規模買付により当社の経営権を失う可能性が高いという構造上、買収防衛策を自らの保身を図って恣意的に発動するおそれがあります。なお、オアシスは、当社の買収防衛策に関して、オアシス以外の株主の中にもオアシスと同様の見解を持っている株主がいることを確認しております。

以上のとおり、買収防衛策を廃止することが、当

社の企業価値の正当な評価につながるものと考えますので、本議案を提案する次第です。

第５号議案についての取締役会の意見

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の廃止の件

【反対】当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、当社株式を保有する株主の皆様によってなされるべきものと考えております。もっとも、当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを判断する前提として、大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から提供された情報だけではなく、当社の事業特性等を十分に理解している当社取締役会の評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要であると考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合、株主の皆様自身による適切な判断を行えるよう、必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、大規模買付行為を評価・検討して当社取締役会としての意見を取りまとめて公表することが、株主の皆様の共同の利益に資するものであると考えていることから、平成18年3月13日の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入し、以降毎年開催される定時株主総会にて選任される取締役（社外取締役を含みます。）全員の一致により、本買収防衛策の採用継続を決定しております。

また、本買収防衛策による対抗措置が発動されるのは、大規模買付者が本買収防衛策に定めるルールに反した場合や、大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合に限られていることに加え、本買収防衛策の対抗措置の発動等については、当社取締役会から独立した委員4名

により構成される特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を最大限尊重し、3名の独立役員である社外取締役を含めた取締役全員の賛成を得て対抗措置を発動することとしており、取締役会が保身のために恣意的に対抗措置の発動等を行うことはできない設計としております。

買収防衛策に関する他社動向は認識しておりますが、例えば市場内取引は原則として公開買付規制の対象外である等、金融商品取引法に定める手続のみでは、前述した株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを適切に判断するための必要かつ十分な情報の収集・提供方法としては不十分であると考え、本買収防衛策が必要であるとの判断に至っております。

本議案は、こうした当社取締役会の考えに反するものであることから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第６号議案　定款一部変更の件（買収防衛策の導入方法）

取締役会の意見	反対します

⑴ 議案の要領

現行定款第8章の次に下記の1章を加えるものとします。なお、本株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含みます。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正、肩書きの呼称の変更などを含みますが、これらに限られません。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします（以下の定款一部変更議案についても同様の読み替えを行うものとします。）。

記

第9章買収防衛策

第53条（買収防衛策の導入等）

1.当会社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「買収防衛策」という。）の導入及び継続については、株主総会の決議により決定する。買収防衛策の発動については、株主総会の決議を経ることに時間的猶予がないことが明らかなどの特段の事情のない限り、株主総会の決議により決定する。買収防衛策の廃止については、株主総会の決議によっても決定することができる。

2.前項における買収防衛策とは、当会社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある者による当会社の株式その他の潜在株式の取得に対して、株式または新株予約権などの発行、その他の合理的な手段による対応策をいう。

3.第1項に規定する決議により導入された買収防衛策は、株主総会の決議により導入された後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会において、その継続について承認を得なければならないものとし、その後も同様とする。かかる承認が得られなか

った場合、取締役会は、当該買収防衛策を解消するための措置を速やかに講じなければならない。
4.前各項に定める決議は、会社法第309条第1項に規定する方法をもって行う。

⑵ 提案の理由

当社の買収防衛策が廃止されるべきであることは、第５号議案⑵に記載のとおりですが、仮に、買収防衛策を継続するのであれば、買収防衛策の導入、継続及び廃止並びに継続の適否に係る判断は、原則として株主の利益や合理的意思に委ねられるべきであり、現状のように、構造上利益相反関係にあり、自らの保身を図って買収防衛策を恣意的に発動するおそれのある取締役会に委ねておくことが適切ではありません。この点につき、当社の経営陣としては、定時株主総会によって選任された取締役の判断により継続の可否を判断していることをもって、株主の意思が反映されていると考えているようです。しかしながら、取締役選任議案への賛否は買収防衛策への賛否とは必ずしも一致しませんので、取締役の選任議案が承認されることをもって買収防衛策についても承認されたと評価することはできず、オアシスは、取締役選任議案とは別に、買収防衛策についての賛否を当社株主に問う機会を設定する必要があるものと考えます。

以上のとおり、当社の定款において、買収防衛策の導入、発動及び廃止を原則として、株主総会決議事項とする旨を定めるとともに、毎年株主総会において買収防衛策の継続の適否を審議するものと定めるのが相当であると考えますので、本議案を提案する次第です。

第６号議案についての取締役会の意見
定款一部変更の件(買収防衛策の導入方法)

【反対】当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合、株主の皆様自身による適切な判断を行えるよう、必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、大規模買付行為を評価・検討して当社取締役会としての意見を取りまとめて公表することが、株主の皆様の共同の

利益に資するものであると考えていることから、平成18年3月13日の当社取締役会において、本買収防衛策を導入し、以降毎年開催される定時株主総会にて選任される取締役(社外取締役を含みます。)全員の一致により、本買収防衛策の採用継続を決定しております。

また、本買収防衛策による対抗措置が発動されるのは、大規模買付者が本買収防衛策に定めるルールに反した場合や、大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合に限られていることに加え、本買収防衛策の対抗措置の発動等については、当社取締役会から独立した委員4名により構成される特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を最大限尊重し、3名の独立役員である社外取締役を含めた取締役全員の賛成を得て対抗措置を発動することとしており、取締役会が保身のために恣意的に対抗措置の発動等を行うことはできない設計としていることは、第5号議案に対する当社取締役会の意見に記載のとおりであります。

本議案は、こうした当社取締役会の考えに反するものであることから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第７号議案　定款一部変更の件（指名委員会等設置会社制度への移行）

取締役会の意見　反対します

⑴ 議案の要領

現行定款を以下のとおり変更し、第34条、第35条、第37条、第39条を1条ずつ、第41条を2条繰り上げるものとし、第46条（会計監査人の選任）以下を2条ずつ、第7章（会計監査人）以下を1章ずつ繰り下げるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第5条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査等委員会 （3）会計監査人	第5条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）指名委員会、監査委員会および報酬委員会 （3）執行役 （4）会計監査人
第22条（招集権者および議長） 1. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第22条（招集権者および議長） 1. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、執行役社長が招集する。執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役または取締役が招集する。 2. 株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役または取締役が議長となる。

第27条（取締役の員数） 1. 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、19名以内とする。 2.当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。	第27条（取締役の員数） 当会社の取締役は、19名以内とする。 （2項削除）
第28条（取締役の選任方法） 1. 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	第28条（取締役の選任方法） 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第30条（取締役の任期） 1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の規程にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。	第30条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （2項削除） （3項削除） （4項削除）
第31条（役付取締役） 取締役会の決議により、社長を1名選任し、また必要に応じグループ代表、会長、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選任することができる。	第31条（役付取締役） 取締役会の決議により、必要に応じ役付取締役を若干名選任することができる。
第32条（代表取締役） 1.取締役社長は、会社を代表する。 2.また必要に応じ、取締役会の決議により前項に加えてさらに代表取締役を定めることができ、おのおの会社を代表するものとする。	（削除）

第33条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第32条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
第36条（取締役会による事後承認の禁止） 1. 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。 2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。 3. 前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。	第35条（取締役会による事後承認の禁止） 1. 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。 2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な悪影響を及ぼす場合に限り、執行役社長は、法令または定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。 3.前項の場合には、執行役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

第38条（相談役） 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。	第37条（相談役） 取締役会は、指名委員会に諮問の上、その答申内容に従い、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。
第40条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。	（削除）
第6章　監査等委員会	（削除）
第42条（招集手続） 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。	（削除）
第43条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。	（削除）
第44条（議事録） 1. 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 2. 監査等委員会の議事録は、議事の日から10年間本店に備えおく。	（削除）

第45条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。	（削除）
（新設）	第6章　指名委員会、監査委員会および報酬委員会
（新設）	第40条（指名委員会、監査委員会および報酬委員会の設置） 当会社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会を置く。
（新設）	第41条（委員の選定） 1. 各委員会を構成する取締役は、取締役会が決定する。 2. 各委員会の委員長は、取締役会が決定する。

(新設)	第42条（各委員会の権限） 1. 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定ならびに相談役および顧問の選任および解任に関する事項の審議を行う。また、指名委員会は、執行役候補者を選定して取締役会に上程するものとし、取締役会はかかる指名を最大限尊重する。 2. 監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成を行い、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。 3. 報酬委員会は、執行役および取締役ならびに相談役および顧問の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針および個人別の報酬等の内容を定める。執行役が当会社の使用人を兼ねているときは、当該使用人の報酬等の内容についても、同様とする。報酬委員会においては、中長期的な業績と連動するインセンティブ報酬の導入を検討するものとする。
(新設)	第43条（各委員会に関する事項） 各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。
(新設)	第7章　執行役

（新設）	第44条（執行役の選任） 当会社の執行役は、取締役会の決議によって選任する。
（新設）	第45条（執行役の任期） 1. 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。
（新設）	第46条（代表執行役および役付執行役） 1. 当会社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。 2. 取締役会の決議によって、執行役の中から執行役社長を選任し、また必要に応じグループ代表、会長、副社長、専務執行役および常務執行役を各若干名選任することができる。
（新設）	第47条（執行役の責任免除） 当会社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第48条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。	第50条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、執行役社長が監査委員会の同意を得て定める。

⑵ 提案の理由

当社は設立以降、一貫して熊谷正寿氏（以下「熊谷氏」といいます。）が当社の代表取締役を務めており、かつ熊谷氏は当社の大株主でもあるため、社内における同氏の影響力は極めて大きいといえます。したがって、19名中3名しか社外取締役がいない当社取締役会が、同氏の影響を受けず適切に同氏の人事や報酬の決定を行うことは、もはや期待できないといわざるを得ません。この意味において、現在、当社のガバナンスは不十分な状況にあるといえますが、前述のとおり当社取締役会による同氏の人事や報酬の決定への監督が期待できない以上、このようなガバナンスの機能不全を解消するためには、独立の社外取締役の関与の機会を得ることが不可欠であり、このことは、CGコード及び2017年3月31日に経済産業省が公表した『コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）』（以下「CGSガイドライン」といいます。）においても述べられているところです。すなわち、取締役会は、独立した客観的な立場から、公平かつ透明性の高い手続に従い、経営陣（執行役を含む）に対する実効性の高い監督を行う責務を負っており（CGコード基本原則4、原則4-3、補充原則4-3①）、このような観点から、経営の監督と執行の分離を推進し、経営陣から独立した社外取締役の活用を図るべく（同原則4-6、原則4-7）、社外取締役で構成される指名委員会・報酬委員会を設置し、経営陣の人事・報酬の検討にあたり社外取締役の関与を得るべきことが提言されています（原則4-10、CGSガイドライン33～34頁）。しかしながら、現在、当社が採用する監査等委員会設置会社制度において、経営陣の人事・報酬の決定への社外取締役の関与は、株主総会における意見陳述という極めて限定的なものにすぎません。したがいまして、上記提言に従い、熊谷氏に対しても人事・報酬の観点から実効的な監督を行うことを通じて当社のガバナンスを強化するためには、社外取締役が過半数を構成する指名

委員会・報酬委員会が取締役の人事・報酬を決定する、指名委員会等設置会社制度に移行することが不可欠です。加えて、CEOの選解任のプロセスには客観性・適時性・透明性が求められることから（フォローアップ会議意見書⑵2～3頁）、代表執行役としてのCEOの人事についても、指名委員会が関与する仕組みを設けるべきです（CGSガイドライン69～70頁）。また、当社は、相談役・顧問を数名置いているようですが、相談役・顧問制度には種々の弊害があることは周知の事実であり、その選任や報酬額に客観性を確保する観点から、相談役・顧問に関する事項についても指名委員会・報酬委員会の諮問事項とすべきです（CGSガイドライン36～39頁）。

以上のとおり、当社を指名委員会等設置会社に移行することが相当であると考え、本議案を提案する次第です。

第７号議案についての取締役会の意見

定款一部変更の件(指名委員会等設置会社制度への移行)

【反対】当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、平成28年3月21日開催の2015年12月期定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社の監査等委員会は、過半数が独立役員である社外取締役で構成されており、透明性の高い経営を実現し、全てのステークホルダーの期待に的確に応えるべく、取締役の業務執行の適法性・妥当性の監査・監督機能を適切に発揮しております。

当社では、取締役の指名を、各人からの立候補を前提として、当社グループ104社の全役員による360度評価アンケートの結果を最大限に活用することに加え、当社の創業の精神として受け継いでいるスピリットベンチャー宣言を体現できる人財であること等、当社取締役と

しての資質・態度・管理能力等を総合的に勘案し、3名の独立役員である社外取締役を含む取締役全員にて十分に審議した上で、取締役会にて決定しております。このように、当社取締役の指名は、当社が予め定める明確な考慮要素を勘案した上で決定されており、当社は、当社取締役に係る人事制度について、恣意性を排除した適正なものであると考えております。

また、当社の各取締役の報酬については、当社が毎期設定する、売上高、経常利益、配当額、一人当たり利益、売上高成長率、利益成長率等の業績数値目標・配当目標や顧客継続率・従業員定着率等の定量的な目標の達成度のみならず、スピリットベンチャー宣言を基礎とする定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果により自動的に基準報酬額が定まる仕組みを採用しております。さらに、取締役毎に毎期設定する個別の目標の達成度に応じて、取締役毎の基準報酬額が20%の範囲内で増減される報酬制度となっております。また、仮に当社としての業績目標が未達であった場合には、一定の報酬返上ルールが存在するとともに、役員賞与の支給が行われないこととなる一方、業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の報酬として支給されることとしております。そして、当社の全ての取締役について、取締役毎に設定された目標の内容及び各取締役に対して最終的に支給された通期の報酬額が、当社グループ103社の全役員・従業員に公開されており、透明性が確保されております。このように、当社は、当社取締役に係る報酬決定プロセスについても、恣意性を排除した適正なものであると考えております。

そして、この報酬制度については、当社グループ104社の全役員のうち自ら立候補したメンバーで構成される委員会において、新制度の制定や現行制度の改訂の要否等を協議し、最終的には3名の独立役員である社外取締役を含む取締役全員が当該委員会の協議結果を最大限尊重して十分に審議した上で、取締役会にて制定・改訂しており、恣意性を排除し、適正な内容とすることを担保する工夫を行っております。

なお、当社定款第36条においては、原則として取締役会決議事項の事後承認を禁止し、例外的に事後承認を得る場合でも取締役全員の賛成を要する旨を定めております。かかる規定により、当社は、重要な業務執行につ

いての業務執行取締役の権限を制限し、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。上記定款規定の制定に代表されるように、当社は、現行体制下においても、コーポレート・ガバナンスを十分に機能させるべく種々の対応を行っております。

したがって、当社が監査等委員会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行する必要はないと考えております。

なお、当社の相談役及び顧問は、当社に対して、専門的立場から有益な意見・助言を提供しているほか、幅広い人脈を活かし、当社の企業価値向上に貢献しております。しかしながら、当社の相談役及び顧問が当社の経営に係る意思決定プロセスへの関与その他の経営陣に不当な影響力を行使する体制は存在せず、そのような実態もありません。また、その報酬額も貢献度に見合う適切なものであると考えております。

本議案は、こうした当社取締役会の考えに反するものであることから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第８号議案　定款一部変更の件（取締役社長と取締役会議長の兼任禁止）

取締役会の意見　反対します

⑴ 議案の要領

現行定款第33条を以下のとおり変更します。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第33条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第33条（取締役会の招集権者） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
（新設）	第33条の2（取締役会の議長） 1. 取締役会は、社外取締役のうち取締役会の決議により選定された1名が議長となる。 2. 議長に事故があるときでも、取締役社長、グループ代表および会長は、取締役会の議長と兼ねることができない。

⑵ 提案の理由

CGSガイドラインにおいて、取締役会が実効的に機能するためには、意思決定機能のみならず、監督機能を果たすことが重要であり、実質的に社長・CEOに権限が集中している（例えば社長・CEOによるトップダウンの経営が行われている）会社におけるコーポレート・ガバナンスの強化の取組みの方向性として、業務執行者

同士による相互監督があまり期待できない懸念を踏まえ、強い権限を持つ社長・CEOの暴走や腐敗が生じないよう監督機能中心の取締役会に転換し、その機能を強化していく取組みが考えられる旨の記載があります。その取組みの具体策として、CGSガイドラインは、「取締役会議長は、客観的な評価という観点から、業務執行者以外が務めることが望ましい。」との指針を示しています。

この点、当社においては、代表取締役である熊谷氏が取締役社長、グループ代表及び会長、さらに取締役会議長を兼ねておりかつ熊谷氏は当社の3分の1以上の株式を保有する大株主です。当社における熊谷氏の影響力は圧倒的に大きく、同人によるいわゆるトップダウンの経営が行われているにもかかわらず、取締役会の監督機能は実効的であるとは到底いえないことから、当社は、取締役会の監督機能を強化すべきであり、そのために、取締役会議長は、業務執行者以外が務めるようにすべきです。

また、当該定款変更は、当社の「コーポレートガバナンスポリシー」のうち、第４章2.1.2の「取締役会は…経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保」することにも合致します。

以上のとおり、取締役会議長と業務執行者を分離することにより、取締役会の監督機能が強化され、当社のコーポレート・ガバナンスが強化されることとなりますので、本議案を提案する次第です。

第８号議案についての取締役会の意見

定款一部変更の件(取締役社長と取締役会議長の兼任禁止)

【反対】当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、定款第33条において、取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる旨を定めております。

取締役会議長は取締役会における業務執行の決定を主導する立場にあることから、グループ全体の業務内容を最も熟知している者が適任であり、取締役社長が取締役

会議長を務めるべきと考えております。

当社取締役会においては、各議案について十分な説明がなされたうえで、議長が取締役に対して発言を促し、議論を尽くした後に決議を行っております。
また、当社は、監査等委員の過半数が独立役員である社外取締役で構成されており、業務執行者に対する監督機能が強化されているものと考えております。
さらに、提案理由は、取締役会議長と業務執行者の兼任禁止を定めることにより取締役会の監督機能を強化すべき旨を述べておりますが、当該兼任禁止が取締役会の監督機能の強化に資するかどうかは必ずしも明確ではなく、提案理由が引用するCGSガイドラインにおいても、経営・取締役会の見直しの方向性は複数提示されており、社内の業務執行取締役が取締役会議長を務める場合もありうる旨が指摘されております。

当社は、第7号議案に対する当社取締役会の意見に記載したとおり、当社定款第36条において、原則として取締役会決議事項の事後承認を禁止し、例外的に事後承認を得る場合でも取締役全員の賛成を要する旨を定めている等、重要な業務執行についての業務執行取締役の権限を制限し、取締役会の監督機能を強化しており、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

以上に鑑みると、当社においては、あえて取締役社長以外の取締役に取締役会議長を務めさせる必要はないものと考えております。

本議案は、こうした当社取締役会の考えに反するものであることから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第９号議案　定款一部変更の件（累積投票による取締役選任について）

取締役会の意見　反対します

⑴ 議案の要領

現行定款第28条第3項を以下のとおり削除します。

現行定款	変更案
第28条（取締役の選任方法） 1. 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	第28条（取締役の選任方法） 1. 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 （3項削除）

⑵ 提案の理由

累積投票とは、株式会社の取締役を選任する際に、全取締役の選任を一括し、議決権を有する各株主が、その有する一単元株につき、選任すべき取締役の数と同数の議決権を持ち、各株主にはその議決権を全部1名に集中して投票するか、または数名に分散して投票するかの自由を認める投票方法であり（選任される取締役が10名である場合は一単元株当たり10票の議決権が付与される。）、当該投票により、最多数の投票を得た者から順に取締役に選任されるとするものです。

少数株主が株主提案を行った上で自らの利益を代弁してくれる取締役を選任することができるようにすることで、より多角的視点から取締役会における意思決定が可能となります。また、累積投票が排除され、多数派株主によってすべての取締役が選任されている場合には、取

締役間の監視・監督が十分に行われないおそれが高いといえます。特に、当社においては、代表取締役会長兼社長である熊谷氏が同氏の資産運営会社も含めると当社の総議決権の約 40.68%を保有しており、当社の株主総会における議決権行使数を考慮すれば、熊谷氏が株主総会の普通決議の結果すら実質的にコントロールすることが可能な状況となっています。そうであるとすると、現状、熊谷氏は同氏によって選任された取締役とともに実質的に当社を運営することが可能になっているといえ、少数株主の意見を経営に反映させることが極めて重要であると考えております。

以上のとおり、取締役を累積投票で選任することにより、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、本議案を提案する次第です。

第９号議案についての取締役会の意見

定款一部変更の件(累積投票による取締役選任について)

【反対】当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社の現行定款の規定による取締役選任方法は、選任された各取締役が自らを選任した特定の株主の利益にとらわれることなく、全ての株主の利益のために円滑かつ迅速に会社業務を運営することに資する方法であると考えております。

これに対して、累積投票制度を採用した場合には、特定の株主グループから多くの賛成票を得て選任された取締役が、当社及び当社の全ての株主の利益よりも当該特定の株主グループの利益を優先する行動を取るおそれがあり、その結果、取締役間の利害対立が生じ、会社業務の円滑かつ迅速な運営を阻害するリスクがあるものと考えられます。

取締役の選任を累積投票制度によらないとする定款規定は、大多数の上場会社によって取り入れられている規定でもあり、当社としても、上記リスクのある累積投票制度よりも、むしろ当社の現行定款の規定による取締役選任方法の方が合理的であるものと考えております。

本議案は、こうした当社取締役会の考えに反するものであることから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第10号議案　取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬額設定（少数株主の利益と連動する報酬体系の採用）の件

取締役会の意見	反対します

⑴ 議案の要領

現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、少数株主の利益と連動する報酬体系を採用するべく、取締役の報酬総額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）を年額5億円以内と定めます。

⑵ 提案の理由

会社の経営について第一に責任を負うのは、経営陣である取締役にほかなりません。

会社の業務を執行する取締役の報酬には、会社の業績を向上させるインセンティブを取締役に与えるという重要な役割があります。

CGコードにおいても、「経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである」（原則4-2）と指摘されたことを受けて、近年、取締役の報酬設計をインセンティブの付与という視点から再構成する動きが活発になっています。具体的には、CGコードにおいて「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」（補充原則4-2①）とされたこと、経済産業省の公表した「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書において株式を役員報酬として交付することが可能であるとされたことを踏まえて、中長期的な業績と連動させる仕組みをとることを前提に、金銭報酬と株式及び新株予約権（以下併せて「株式等」といいます。）による報酬双方を採用する企業が増加しています。

このような観点から当社の報酬設計についてみますと、2015年12月期定時株主総会において取締役（監査

等委員であるものを除く。）の報酬総額は年額10億円以内と定められ、2016年12月期においては基本報酬として5億6900万円が支払われています。2016年12月期の有価証券報告書によると、当社における取締役の報酬は、業績によって自動的に定められる報酬額を基準に、定量的、定性的な目標設定と当該目標に対する達成度の評価をもとに一定割合の増減を行って、個別の報酬額を決定しているとされており、直接的に中長期的な業績と連動する仕組みや株式価値へのインセンティブを与える株式等による報酬は採用されておらず、多分に改善の余地があるものと見受けられます。

他方で、インセンティブ報酬の設計にあたっては、どのような経営指標をどの程度重視するか、金銭報酬と株式等による報酬とのバランスをどのように設定するかについて、会社の経営戦略を踏まえた検討が必要であるため、我々株主から提案することが必ずしも適当であるとはいえません。したがいまして、株主としては、当社が適切なインセンティブ報酬制度を採用していないことを前提に、これを導入するよう促す必要があると考えています。

当社が2017年12月期の業績予想を達成できない可能性が極めて高いことを踏まえると、取締役の報酬総額は昨年度の5.6億円よりも減額されるべきであると考えられます。そこで、取締役の基本報酬の総額としては、前記⑴のとおり5億円という上限を設け、取締役会に対しては、インセンティブ報酬としての賞与につき、その内容・金額を毎年株主総会に諮ることを求めます（仮にこれが現実的でないということであれば、適切なインセンティブ報酬制度を株主総会に諮るべきであると考えます。）。なお、第７号議案の定款一部変更の件（指名委員会等設置会社制度への移行）に係る議案が承認可決された場合、取締役の報酬の決定は報酬委員会に委ねられることとなる関係上、本議案は報酬委員会に対する勧告的決議として取り扱われたく存じます。

第10号議案についての取締役会の意見

取締役(監査等委員であるものを除きます。)の報酬額設定(少数株主の利益と連動する報酬体系の採用)の件

【反対】当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社の各取締役の報酬については、当社が毎期設定する、売上高、経常利益、配当額、一人当たり利益、売上高成長率、利益成長率等の業績数値目標・配当目標や顧客継続率・従業員定着率等の定量的な目標の達成度のみならず、スピリットベンチャー宣言を基礎とする定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果により自動的に基準報酬額が定まる仕組みを採用しております。さらに、取締役毎に毎期設定する個別の目標の達成度に応じて、取締役毎の基準報酬額が20%の範囲内で増減される報酬制度となっております。また、仮に当社としての業績目標が未達であった場合には、一定の報酬返上ルールが存在するとともに、役員賞与の支給が行われないこととなる一方、業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の報酬として支給されることとしております。そして、当社の全ての取締役について、取締役毎に設定された目標の内容及び各取締役に対して最終的に支給された通期の報酬額が、当社グループ104社の全役員・従業員に公開されており、透明性が確保されております。

このように、当社は、業績数値を含む目標達成度等に連動した報酬制度に基づいて、各取締役の報酬を決定することで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを図っております。

このような報酬制度に基づいた報酬の支給が確実に行われるよう、取締役全員の報酬総額につきましては、年額12億円以内とするのが妥当であると判断し、かかる報酬額を設定する旨の議案を会社提案として第4号議案にて上程しております。

当社取締役は引き続き誠実に経営努力を重ねており、さらに業務の多様化、専門化により取締役の職責は拡大しております。また、いたずらに報酬限度額を引き下げることは、有能な取締役の人財確保に支障をきたす等のおそれがあると考えております。

本議案は、こうした当社取締役会の考えに反するものであることから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

議決権行使のための参考情報

当社は「すべての人にインターネット」という経営理念に基づき経営における健全性と透明性を高め、機動的な意思決定と適正な運営による企業価値の継続的な向上を目指し、その指針を「コーポレートガバナンスポリシー」として定めております。
株主の皆様が議決権行使をされるにあたり、当社の事業活動における基本原則、コーポレートガバナンスの基本的な考え方をご理解いただけるよう「議決権行使のための参考情報」として掲載しております。

	コーポレートガバナンス・コード該当原則		
第1章　総則			
1.コーポレートガバナンスの基本的な考え方	3-1(ⅰ)	3-1(ⅱ)	
第2章　会社の行動準則			
1.ステークホルダーとの関係			
1.1 基本方針	3-1(ⅰ)	3-1(ⅱ)	
2.株主との関係			
2.1 株主総会	1	1-2	1-2-1
	1-2-2	1-2-3	1-2-4
	1-2-5		
2.2 株主の権利と平等性の確保	1-1	1-1-1	1-1-2
2.3 株主との対話	3-1(ⅰ)	3-1(ⅱ)	
2.4 資本政策の基本方針	1-3		
2.6 買収防衛策	1-5		
第3章　情報開示			
1.情報開示の充実	1-2-4	3-1	
2.情報開示の方針			
2.1.3 ディスクロージャーの方法について	3-1	4-1-2	5-2
第4章　コーポレートガバナンスの体制			
1.機関設計			
2.取締役会・経営会議			
2.1 取締役会の役割・責務	4-1	4-1-1	4-11-1
2.2 取締役会の構成	4-3-1		
2.3 経営会議の役割・責務・構成	4-1	4-1-1	4-11-1
2.5 取締役会の評価	4-11-3		
3.監査等委員会			
3.1 監査等委員会・監査等委員の役割・責務・構成			
4.取締役			
4.1 取締役	4-8		
5.3 取締役の指名	3-1(ⅳ)	3-1(ⅴ)	1-5
5.独立社外取締役			
5.1 独立社外取締役	4-8		
5.2 独立性要件	4-9		
5.4 報酬	3-1(ⅲ)		
6.内部統制	2-5	4-13-3	
7.会計監査人			

当社のコーポレートガバナンスポリシー

第１章　総則

1. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

GMOインターネットグループは、「すべての人にインターネット」という経営理念に基づき、新たなインターネットの文化・産業とお客様の笑顔・感動を創造し、社会と人々に貢献することを使命としております。

また、当社グループの事業活動における基本原則を明らかにするため、創業の精神として掲げるスピリットベンチャー宣言を定款に明記しております。

こうしたなか、株主の皆様や債権者をはじめ、お客様、取引先様、スタッフをはじめとする皆様から信頼され、期待にお応えするために、「コーポレートガバナンス」を重視し、経営における健全性と透明性を高めつつ、機動的な意思決定と適正な運営に取り組み、企業価値の継続的な向上を目指しております。

第２章　会社の行動準則

1. ステークホルダーとの関係

1.1　基本方針

当社は、スピリットベンチャー宣言において、「会社は仲間・株主・お客様、関わる全ての方が幸せになる道具です。バロメーターは笑顔です。」と謳っております。企業活動を通じてステークホルダーの笑顔を創造することにより企業価値の向上を図って参ります。

1.2　関連当事者取引の防止

当社が、役員や主要株主等との間の取引（以下、「関連当事者間取引」）を行う場合は、質的、金額的重要性に応じて社内委員会（社外取締役等を構成員とします。）又は第三者委員会（弁護士等を構成員とします。）を組成し、当該取引の客観性や妥当性につき検証した上で、取締役会に上程しております。

また、取締役会において関連当事者間取引の承認決議を行う場合、当該取引に関連する取締役は特別利害関係人として決議に参加せず、定足数にも含まれておりません。

2. 株主との関係

2.1　株主総会

当社では、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、適切な権利行使期間を確保し、適正に権利行使できる環境を整備しております。

2.1.1-株主総会は、休日開催も含め、株主が出席しやすい日程、時間帯に開催します。

2.1.2-招集通知は、平易な説明を行うよう努め、可能な限り早期に招集通知を発送します。招集通知の内容を日本語版、英語版ともに、証券取引所、議決権電子行使プラットフォーム、当社ウェブサイト等へ公表します。

2.1.3-インターネットによる電子行使の導入や議決権電子行使プラットフォームの利用を通じて、株主の議決権行使の利便性を確保します。

2.1.4-信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使をあらかじめ希望する場合は、信託銀行等と協議等を行います。なお、当該機関投資家等が株主総会への傍聴を希望する場合には、所定の手続きを経たうえで、株主総会会場内での傍聴のみを認めることとします。

2.2　株主の権利と平等性の確保

2.2.1-当社では、株主が有する権利が実質的に確保されるよう、権利の円滑な行使に配慮することにより株主との適切な協働を行います。また、当社では、株主の平等性を確保するとともに、少数株主にも認められている権利の行使に十分に配慮します。

2.2.2-取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討いたします。

2.3　株主との対話

2.3.1-基本的な考え方

当社は、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上のためには、株主・投資家との間で継続的

かつ建設的な対話を実施し、当社の状況について経営トップの理解と資本市場からの理解との間にギャップを作らないことが重要と考えております。

かかる対話の実現のため、IR担当取締役（現在は、取締役副社長）を中心としたIR体制を構築し、株主・投資家との対話の場を積極的に設けております。また、株主・投資家との対話に当たっては、経営トップが自らの言葉で説明を行い、質疑応答に対しても経営トップ自らが回答することを基本方針としております。

2.3.2-株主との対話全般を統括する取締役の指定及び対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策

株主・投資家との対話については、IR担当取締役が統括するとともに、IR担当部署であるグループ広報・IR部を管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。

2.3.3-個別面談以外の対話の手段

アナリスト・株主・投資家に対しては、決算説明会を四半期毎に開催し、経営トップ自らが説明を行い、質疑応答においても経営トップ自らが回答することを基本方針としております。また、会場にお越しになれないアナリスト・株主・投資家に対しては、日本語でのリアルタイムでの動画ライブ配信、日本語・英語での録画配信を行っております。

2.3.4-フィードバックのための方策

IR担当取締役は、株主との対話を通じて把握された意見・懸念を、定期的に経営陣幹部に報告しております。

2.3.5-インサイダー情報の管理に関する方策

株主との対話の際には、IRポリシーに基づき、情報の管理を適切に行い、インサイダー情報を伝達しないよう配慮しております。

2.4　資本政策の基本方針

2.4.1-当社は「利益成長」をテーマとして掲げております。持続的な利益成長のため、国内外での投

資領域への積極的な投資が必要と考えております。成長投資及びリスク許容のために必要十分な株主資本を維持します。

2.4.2-株主還元については、総還元性向50%を目標とします。①配当については、配当性向の目標を連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の33%以上とし、②自己株式取得については、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の50%から配当総額を引いた金額を目標に、業績及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、株価水準に応じて機動的に実施します。

2.4.3-支配権の変動や大規模な希釈化をもたらすような資本調達等を行う場合は、株主を不当に害することのないよう、その必要性、合理性、資金使途、投資回収計画等を慎重に審議し、株主への十分な説明を行います。

2.5　政策保有株式に関する方針

当社は純投資のみを行っており、いわゆる政策保有株式を保有する方針はございません。なお、当社が株式投資を行う場合、提携案件についてはグループ投資戦略室が、マイノリティー投資についてはインキュベーション部門がそれぞれ担当しております。投資の可否については、各部門での精査を踏まえ、質的、金銭的重要性に応じて取締役会又は経営会議での慎重な審議を経て決定しております。

2.6　買収防衛策

当社では、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、大規模買付者による大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。

当社の経営は、事業特性及び高度な専門知識を前提とした経営のノウハウ、並びに、技術革新に対応するための優れた技術、能力を有するスタッフ、有機的一体的企業結合体の中で各事業を担うグループ会社、取引先様及びお客様等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から提供された情報だけではなく、当社の事業特性等を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが、極めて重要であると考えております。

以上の考え方に基づき、大規模買付に関するルールを策定した上で、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供するとともに、これを評価・検討して取締役会としての意見を取りまとめて公表することが、株主の皆様の共同の利益に資するものとなると考えております。

第３章　情報開示

1. 情報開示の充実

当社は株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の発信に努めてまいります。

2. 情報開示の方針

2.1　業績予想及び将来の予測について

2.1.1−当社は、四半期ごとの詳細な業績の開示を行うことにより、皆様の便宜を図ることを心がけてまいります。なお、当社が発表する業績予想等の将来の予測に関するものは、発表時点での予想であり、その内容を保証するものではありません。また当社は、第三者によるいかなる当社業績予測も支持することはございません。

2.1.2−証券アナリストや機関投資家の方々とのミーティングにおける開示情報について
当社が行う証券アナリストや機関投資家の方々とのミーティングで発表される情報は、既に決算発表等で公開された事実や周知の事実、あるいは一般的なビジネス環境等に限られます。未公開の「重要事実」等については、一切言及しません。

2.1.3-ディスクロージャーの方法について

会社法及び金融商品取引法等における法律に定められたディスクロージャーについては、法令に定められた方法にて適正に行います。また、適時開示規則に該当するディスクロージャーは、同規則に従い、株式会社東京証券取引所への事前説明後、同取引所の提供する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」へ登録し、速やかに報道機関に同一情報を提供いたします。当社ウェブサイトにおけるTDnetにて公開した情報の提供については、金融商品取引法及び適時開示規則を踏まえ、報道機関に事実を公表し、同取引所ウェブサイト内の「適時開示情報閲覧サービス」への掲載確認後、速やかに当該情報の掲載を行うことといたします。

また、適時開示規則に該当しない情報については、金融商品取引法等の各法令を踏まえて、適切な方法により正確かつ公正に当該情報を株主及び投資家に伝える方針であります。

2.1.4-中期経営計画について

当社は、変化の激しいインターネット業界においては、中期経営計画の策定に工数をかけたとしても、その有用性には限界があり、また、中期経営計画における数値目標の公表により、株主・投資家をかえってミスリードすることにつながる可能性が高いと考えるため、中期経営計画の策定・公表を行っておりません。

一方、当社は、単年度の経営計画と実績との差異について、取締役及び経営陣幹部で構成される幹部会において、毎週十分な分析と評価を行うモニタリング機能を有しております。この結果、高い実効性をもって経営計画を遂行し、企業の成長につなげております。これらのモニタリングを通じて分析、対策を適宜行い、アクションプランまで落とし込んだ上で、翌年度の経営計画に反映し、これを決算説明会等の場で株主・投資家に説明することとしております。

第４章　コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計

当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しております。監査等委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、全てのステークホルダーの期待に、より的確に応えうる体制の構築を目指します。

当社は、機動的な意思決定を実現するため、取締役会規程及び経営会議規程にて一定の金額基準を設け、当該基準に従い取締役会の権限の一部を経営会議に委譲し、意思決定機関を取締役会と経営会議に分けることで機動的な経営を実現しております。

2. 取締役会・経営会議

当社では、機動性の高い業務執行体制構築のため、法令または定款等によって取締役会の決議事項とすべき事項及びこれに準ずる事項として、独自に基準を定め、取締役会で決議することが妥当であると考える事項を取締役会規程により明確化し、取締役会で決議するべき事項以外で経営上重要な決議事項を審議する会議体として、代表取締役を含む業務執行取締役、常勤監査等委員その他経営陣幹部によって構成される経営会議を設置しております。

2.1　取締役会の役割・責務

2.1.1-取締役会は、持続的な企業価値の向上、及び株主共同の利益の増大に責任を負い、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により適切な意思決定を行ってまいります。

2.1.2-取締役会は、受託者責任を果たすため、取締役及び監査等委員の選任、取締役及び監査等委員の報酬の決定、重要な業務執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保します。

2.1.3-取締役会は、具体的な付議基準として、取締役会規程により金額基準等を定めており、意思決定する範囲を明確化しております。

2.1.4-取締役会は、取締役会が決定する事項以外の意思決定については、経営会議規程その他の社内規程に定めた基準に従い、経営会議、代表取締役等に委任しております。

2.1.5-取締役会では、ガバナンス強化を目的として、取締役の職務執行監督についての報告を含む月次報告、四半期毎の内部監査報告・コンプライアンス報告を実施しております。

2.1.6-取締役会は、監査等委員及び会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立しております。

2.1.7-取締役会は、最高経営責任者を含め経営陣幹部となる人財等の後継者育成について、一定のルールと仕組みの下で、経営理念及び経営戦略を踏まえ、特定の経営者に依存しない自走式の組織運営、会社経営を行っております。

当社では、取締役会および経営会議への参加を通じた経営への参画により、後継者として必要な知見を修得し、後継者に求められる役割と責務を理解するためのトレーニングを積み重ねる機会を設けております。

そもそも、取締役会および経営会議参加メンバーは、グループ経営の特徴として、主要なグループ会社の創業者または代表者の集合体で構成されており、その全員が、当社の経営理念であるスピリットベンチャー宣言のもとに集結しております。

ゆえに、経営陣幹部は共通の経営理念を基礎にした、経営者の集合体となっており、それらの人財が取締役会や経営会議へ参加することで、上場企業としての当社の後継者として育成されていく、というプログラムを構築しております。

2.2　取締役会の構成

2.2.1-社内取締役の選任に当たっては、独自の基準及び選定方法に基づき、グループ内から専門的知識と高い経営判断能力を有する各事業部門・管理部門の責任者を選任しております。

2.2.2-取締役会の構成として、グループの事業セグメントごとに代表する責任者を取締役会メンバーとして任命し、当社及び当社のグループ各社に関する重要事項の審議・決定を行っております。

2.2.3-社外取締役の選任に当たっては、弁護士等の高い専門性を有する人財を選任することにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、そして多様性のとれた構成を実現しております。

2.2.4-グループ経営のための知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保しつつ、実質的な議論を行うための業務執行取締役の人数として19名以内、監査等委員である非業務執行取締役の人数として５名以内が適切であると考えており、その旨定款に定めております。

2.3　経営会議の役割・責務・構成

2.3.1-経営会議は、機動的な経営の戦略的かつ効率的な運営を図るため、原則毎週、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社及びグループ各社に関する重要事項の審議・決定を行っております。

2.3.2-経営会議は、代表取締役を含む業務執行取締役、常勤監査等委員その他経営陣幹部で構成されております。

2.4　取締役会・経営会議の支援体制

2.4.1-当社は、取締役会及び経営会議において、十分な議論が可能となるよう、事務局を設置しております。

2.4.2-事務局は、専用のツールを用いた議案資料の配布をはじめ、遠隔地においても取締役会・経営会議の構成メンバーが審議・決定に参加できる環境を整備しております。

2.4.3-事務局は、取締役会及び経営会議の年間スケジュールを作成します。

2.4.4-事務局は、取締役会及び経営会議において十分な議論ができる適切な審議時間を設定します。

2.4.5-事務局は、取締役会及び経営会議において十分な議論が行われるよう、出席者の事前準備に配慮し、会日に十分先立って資料を送付します。

2.4.6-事務局は、取締役及び監査等委員が意思決定に必要な情報を随時提供します。

2.5 取締役会の評価

当社では、監査等委員会が適時に取締役会の実効性についての分析・評価を実施し、取締役会の機能の向上に努めます。

また、取締役及び監査等委員の自己評価の導入等を含めた分析・評価を実施します。

3. 監査等委員会

3.1 監査等委員会・監査等委員の役割・責務・構成

3.1.1-監査等委員会は、社外取締役が過半数を占め、経営監視の役割を担っております。

3.1.2-監査等委員会は、監査業務室から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告、指示することができる体制としております。

3.1.3-監査等委員会は、会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と業務執行部門の業務執行の状況を監査、監督しております。

3.1.4-監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

3.2 監査等委員会の支援体制

当社は、監査等委員会の職務を補助するため監査業務室を設置し、監査実務の実効性を高める施策を講じております。

4. 取締役

4.1 取締役

取締役は、受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上に向けて、取締役としての職務を執行します。

4.1.1-取締役は、スピリットベンチャー宣言を尊重します。
4.1.2-取締役は、当社におけるコンプライアンス尊重の方針を充分に理解し、法令や当社の規程等を遵守します。
4.1.3-常勤取締役は、競業する事業者、その他第三者が行う営利活動に一切関与することなく、取締役としての職務に専念します。
4.1.4-常勤取締役は、取締役会または経営会議にて承認があったものを除き、競業する事業者の取締役・監査役・執行役等の役職員に就任しません。

5. 独立社外取締役

5.1 独立社外取締役

独立社外取締役は、その独立性の立場を踏まえ、コーポレートガバナンスの充実に資するべく、執行の監督機能、助言機能、利益相反の監督機能を果たすとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に反映します。

5.1.1-独立社外取締役は、監査等委員と当社の経営について情報交換・認識の共有を行います。
5.1.2-独立社外取締役は、その役割を果たすために、必要に応じて情報提供を求めます。
5.1.3-独立社外取締役の兼職の状況は、コーポレートガバナンス報告書及び定時株主総会の招集通知に記載します。

5.2 独立性要件

5.2.1-会社法上の要件と当社独自の独立性要件を策定し、この独立性要件を基準に独立社外取締役を選任します。
5.2.2-独立性要件は、監査等委員の審議を受けて取締役会で策定し、コーポレートガバナンス報告書等で公表します。当社の定める独立性に関する基準は「社外取締役の独立性基準」のとおりです。

5.3 取締役の指名

取締役の指名は、各人からの立候補を前提として、取締役会が、スピリットベンチャー宣言を体現できる人財

であること、当社グループの全役員を対象とした無記名式アンケートの結果及び経営陣幹部や取締役としての資質・態度・管理能力等を総合的に勘案した上で決定しております。

5.4　報酬

5.4.1-経営陣幹部・取締役の報酬は、業績及び業績目標達成度等に連動した報酬制度に基づき決定することで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを図っております。
また、取締役については、会社として毎期設定される業績数値等の定量的な目標のみならず、経営理念等からなる定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果で自動的に報酬の基準が定まる仕組みとなっており、さらに、各取締役の個別の目標達成度に応じて報酬基準額を増減して決定されます。

5.4.2-各取締役の報酬額の決定については、株主総会から取締役会が委任を受けております。

5.5　トレーニング方針

当社の取締役に対するトレーニングの方針は、経営のプロフェッショナルたる各役員が各人の判断において、必要な知識の取得・能力の研鑽に努めることを原則としており、取締役会・経営会議における詳細な議論を通じて、知識・能力の深化・共有を図ります。

また、将来の取締役候補者となる人財に対しては、オブザーバーとして取締役会及び経営会議への出席、議論への参加等を通じて、必要な知識を取得し、取締役に求められる役割と責務を理解するためのトレーニングの機会を提供します。また、外部専門家を招聘し、各役員へのトレーニングを実施します。

6. 内部統制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正性を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

取締役会は、適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるようにするため、取締役や使用人による職務執行に関する適法性・効率性の確保、当社グループにおける

業務の適正性の確保、その他コンプライアンス・リスクマネジメント等のための当社グループの体制構築と運用状況を監督します。

詳細は、定時株主総会招集ご通知添付書類の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」に記載いたします。

7. 会計監査人

会計監査人は、情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するため、高品質な監査を行うための十分な監査時間、内部監査部門や監査等委員である取締役との連携のための体制、経営陣幹部へのアクセスを確保・提供します。

7.1 会計監査人は、監査等委員会と連携し、適正な監査を行うことができる体制を確保します。

7.2 会計監査人は、独立性と専門性を確保します。

7.3 会計監査人は、会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守します。

以上

当社のコーポレートガバナンスポリシーは、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。
https://ir.gmo.jp/governance/cgp.php
GMOインターネット コーポレートガバナンス 検索

社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなします。

1. 当社および当社グループ会社の出身者等
- 当社または当社グループ会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員、顧問その他会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する者（以下、業務執行者）
- 過去10年間において、当社または当社グループ会社の取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員であったことがある者

2. 相互就任
当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者

3. 主要な取引先関係
当社を主要な取引先とする者（※１）もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先（※２）もしくはその業務執行者
（※１）「当社を主要な取引先とする者」とは、過去３年間においてその年間売上高の２％を超える支払いを当社から受けていた者をいう。
（※２）「当社の主要な取引先」とは、過去３年間において、当社の年間売上高の２％を超える支払いを当社に行っていた者をいう。

4. 当社の監査法人
会社法または金融商品取引法に基づく監査を行う当社の監査法人に所属する者

5. 社外専門家関係
当社から役員報酬以外に多額（※３）の金銭その他の財産を得ている社外専門家（弁護士、司法書士、会計士、税理士、弁理士、コンサルタント等をいい、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
（※３）「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える金額、もしくはその者が法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高または総収入の２％を超える金額をいう。

6. 寄付先関係
当社から多額（※４）の寄付を得ている者（当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう）
（※４）「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円を超える金額をいう。

7. 大株主関係
当社の議決権の10％以上を実質的に有する者（当該議決権の10％以上を実質的に有する者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう）

8. 過去該当者関係
過去３年間に上記２から７に該当していたことがある者

9. 近親者関係
上記１から８のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の二親等以内の親族

以上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル　地下２階「ボールルーム」
　TEL：(03) 3476-3000（代表）



交通のご案内

渋谷駅（JR南改札口）より**徒歩5分**

徒歩経路 ----→

● JR山手線 ● JR埼京線 ● JR湘南新宿ライン ● 東急東横線
● 東急田園都市線 ● 京王井の頭線 ● 東京メトロ銀座線
● 東京メトロ半蔵門線 ● 東京メトロ副都心線



議決権行使に関する事項

○当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

○次の事項につきましては、法令及び当社定款第23条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.gmo.jp）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

※事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.gmo.jp）に掲載いたします。

ご注意

当日は会場の都合によりキッズルームはございません。
そのため、ご同伴者及びお子様を連れての来場ができません。
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

この定時株主総会招集ご通知は、当社が業務上既定サイズとして使用している手帳と同じ、バイブルサイズとなっております。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

GMO INTERNET
2017年12月期
定時株主総会

招集ご通知

添付書類

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

1．当連結会計年度の事業の状況…… 1頁
2．対処すべき課題…… 12頁
3．財産及び損益の状況…… 14頁
4．主要な事業内容…… 20頁
5．主要な拠点等 …… 22頁
6．重要な親会社及び子会社の状況…… 22頁
7．従業員の状況…… 23頁
8．主要な借入先…… 23頁
9．その他企業集団の現況に関する重要な事項…… 24頁

2 会社の状況

1．株式の状況 …… 25頁
2．新株予約権等に関する事項…… 26頁
3．会社役員に関する事項 …… 27頁
4．会計監査人の状況…… 30頁
5．会社の体制及び方針 …… 31頁
6．剰余金の配当等の決定に関する方針…… 38頁
7．株式会社の支配に関する基本方針…… 39頁

連結計算書類 …… 46頁
計算書類 …… 54頁
〈ご参考〉GMO Report 2017…… 59頁

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは「すべての人にインターネット」のコーポレートキャッチのもと、成長性の高いインターネット市場に経営資源を集中しております。当該市場は、スマートフォンやタブレット型多機能端末といったデバイスの普及および多様化、Twitter、Facebook、LINE、Instagramなどソーシャルメディアの利用、クラウド技術などテクノロジーの進化といった要因に加え、O2O・CtoCといった新しい動きもあり、特にモバイルインターネットを中心に拡大を続けております。また、すべてのモノがインターネットに繋がるというIoT（Internet of Things）のビジネスチャンスも広く認識されてまいりました。これらの動きもあり、インターネット市場は今後も更なる拡大が見込まれ、インターネット上のデータ量、トランザクションは級数的に増加しており、インターネットのインフラ、サービスインフラを提供する当社グループの収益機会も大きく広がっていると考えております。

このような良好な事業環境のもと、当連結会計年度における当社グループは、前連結会計年度に続き「強いところはより強く、弱いところはNo.1の商材をもつ」を基本方針に事業を展開してまいりました。(1) 多くのサービスが国内No.1となっているインターネットインフラ事業においては、決済事業を中心に既存の事業が拡大する中、CtoCハンドメイドマーケット『minne』を圧倒的No.1のサービスとするため、前連結会計年度に続き積極的なプロモーション投資を行ないました。(2) インターネット金融事業においては、主力事業である国内店頭のFXの収益率向上・サービスの利便性向上に取り組んでまいりました。(3) インターネット広告・メディア事業に

おいては、テクノロジーシフトに対応すべく、自社商材の機能強化・販売に注力してまいりました。(4) モバイルエンターテイメント事業においては、継続的なコストコントロールを行ないながら、新規タイトルの開発に取り組んでまいりました。また (5) 12月には新規事業として、仮想通貨マイニング事業へ参入をしております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は154,256百万円（前年同期比14.2%増）、営業利益は17,642百万円（同3.7%増）、経常利益は17,315百万円（同3.8%増）に、親会社株主に帰属する当期純利益は8,030百万円（同11.0%増）となりました。

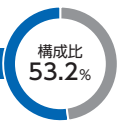
● 事業セグメント別経営成績

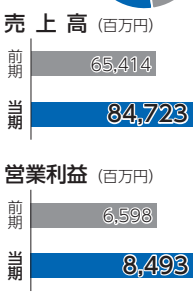
(単位：百万円)

		当期	前期	前期比増減率
売上高	インターネットインフラ事業	84,723	65,414	29.5%
	インターネット広告・メディア事業	44,079	44,185	△0.2%
	インターネット金融事業	27,121	27,350	△0.8%
	モバイルエンターテイメント事業	894	2,138	△58.2%
	インキュベーション事業	1,316	448	193.4%
	その他	1,088	195	457.4%
	調整額	△4,967	△4,706	−
	合計	154,256	135,026	14.2%
営業利益	インターネットインフラ事業	8,493	6,598	28.7%
	インターネット広告・メディア事業	975	1,293	△24.5%
	インターネット金融事業	8,175	9,611	△14.9%
	モバイルエンターテイメント事業	△434	△497	−
	インキュベーション事業	668	△29	−
	その他	△306	△106	−
	調整額	69	147	−
	合計	17,642	17,017	3.7%

当連結会計年度のセグメント別の業績は以下のとおりです。なお、当連結会計年度より報告セグメントの名称を変更しており、従来の「インターネット証券事業」を「インターネット金融事業」に変更しております。なお、当該変更がセグメント損益に与える影響は軽微です。

① インターネットインフラ事業





当該セグメントにおいては、インターネットビジネスを手掛けるお客様のビジネス基盤となるサービスをワンストップで提供しております。主な商材は、インターネットにおける住所となる「ドメイン」、データを保管するための「サーバー」、ネットショップ導入のためのシステムを提供する「EC支援」、ECで必須の「決済」、これら取引の安全を図る「セキュリティ」です。これら5大商材全てを自社グループ内で開発・提供しており、いずれも国内トップシェアを有しております。この他、個人向けにインターネット接続サービスを提供するアクセス事業を運営しております。当該セグメントの各事業別の業績は下記のとおりです。

1）ドメイン事業

当該事業では、他のインフラ商材の起点となる事業であり、低価格戦略による顧客基盤の拡大を継続しております。当連結会計年度のドメイン登録・更新数は1,345万件（前年同期比0.2%増）、当連結会計年度末の管理累計ドメイン数は611万件（同1.7%増）となっております。売上高は8,196百万円（同4.5%増）となっております。

2）クラウド・ホスティング事業

当該事業では、お客様の利用ニーズの多様化に対応するため、共用サーバー、VPS、専用サーバー、クラウドの各サービスにおいて、多ブランド展開を行なっております。当該市場では、従来型のサーバーに替わり、クラウドサービスに対する需要が高まっており、モバイルゲームの開発・運営に特化した『GMOアプリクラウド』、汎用型のクラウドサービスの比重が増えております。これらの結果、当連結会計年度末の契約件数は80.1万件（前年同期比2.5%増）、売上高は14,072百万円（同1.4%増）となっております。

3）EC支援事業

当該事業では、ネットショップ向けのASPカートサービス、CtoCハンドメイドマーケット『minne』、O2O支援サービスなどを提供しております。EC市場の拡大という追い風の中、ASPカートサービスでは機能改善、セミナー・イベント開催により顧客であるEC事業者の売上拡大支援に取り組んでまいりました。また『minne』を圧倒的No.1のサービスとするため、プロモーション投資に加え、リアルイベントの開催、スマートフォンアプリの機能強化、決済手段の拡充・クーポンによる販促強化に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度末のASPカートサービスの有料店舗数は7.5万（前年同期比0.1%減）、流通総額は2,721億円（同4.1%増）に、また『minne』の流通総額は102億円（同22.6%増）となり、売上高は8,872百万円（同8.5%増）となっております。

4）セキュリティ事業

当該事業では、GMOクラウドの連結子会社であるGMOグローバルサインが『GlobalSign』ブランドを世界展開しております。大手顧客への直販、販売代理店の活用により国内外のシェア拡大を進めております。売上高は5,299百万円（前年同期比8.1%増）となっており、海外売上高比率は約70%となっております。

5）決済事業

当該事業では、GMOペイメントゲートウェイを中核として、クレジットカード等の決済代行サービスを提供しております。物販のみならず、物販以外のサービス領域のEC化も進んでおり、事業環境は良好に推移しております。当連結会計年度においては、流通額（決済処理件数、決済処理金額）の増大のため、早期入金サービス・トランザクションレンディング・後払いといったマネーサービスビジネスの拡充により、顧客である加盟店の売上拡大支援に継続的に取り組んでまいりました。

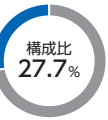
これらの結果、決済処理件数と決済処理金額についても順調に増大いたしました。既存の決済サービスの継続的な拡大に加え、大口顧客における後払いの取扱高の急増及びMACROKIOSKの連結子会社化の影響もあり、売上高は24,389百万円（同83.1%増）と大きく伸長しております。

6）アクセス事業

当該事業では、個人向けのインターネット接続サービスを提供しております。昨今のモバイルインターネットの普及という良好な外部環境のもと、効果効率的なWebマーケティングにより、当連結会計年度末の会員数は60.0万件（前年同期比52.8%増）、売上高は18,397百万円（同36.5%増）となっております。

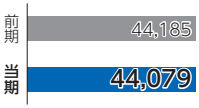
以上、各事業において顧客基盤が拡大した結果、インターネットインフラ事業セグメントの売上高は84,723百万円（前年同期比29.5%増）となりました。利益面では、『minne』のプロモーション投資（約1,180百万円）があったものの、決済・セキュリティといった利益率の高い商材が伸びたことから、8,493百万円（同28.7%増）と好調に推移しました。

② インターネット広告・メディア事業



当該セグメントにおいては、インターネットビジネスを手掛けるお客様の集客支援サービスを提供しております。当該セグメントの各事業別の業績は下記のとおりです。

売上高（百万円）



営業利益（百万円）



1）インターネット広告事業

当該事業では、広告代理、アドプラットフォームの提供など総合的なネット広告サービスを提供しております。インターネット広告市場では、枠売りである純広告から、アドテクノロジーを介した運用型広告へのシフトが続いております。当連結会計年度においては、スマートフォン向けアドネットワーク『AkaNe』、レコメンドウィジェット『TAXEL』といった自社商材に加え運用型広告が好調に推移したものの、広告代理において一部顧客からの受注減がありました。これらの結果、売上高は28,280百万円（前年同期比5.7%増）となりました。

2）インターネットメディア事業

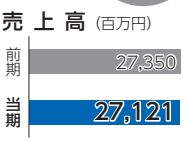
当該事業では、自社メディアの運営を通じた広告枠の提供、集客支援サービスを提供しております。アドネットワーク広告のレギュレーション変更によるバナー広告の減少に加え、既存商材の落ち込みがあったことから売上高は12,634百万円（同12.6%減）となりました。

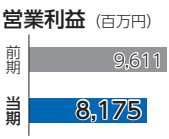
以上、これらを含めたインターネット広告・メディア事業セグメントの売上高は44,079百万円（前年同期比0.2%減）、営業利益は連結子会社GMO NIKKOにおける売上高の取消処理を行った影響（232百万円）もあり975百万円（同24.5%減）となりました。引き続き、市場のニーズをとらえた自社商材の開発・販売に注力してまいります。

③ インターネット金融事業



当該セグメントにおいては、個人投資家向けにインターネット金融サービスを展開しております。当連結会計年度においても顧客基盤、取引高の拡大に努めてまいりました。当連結会計年度末における取引口座数は、店頭FX口座が69.2万口座（前年同期比8.7%増）、証券取引口座が33.0万口座（同8.9%増）と顧客基盤は拡大しました。当該セグメントの売上・利益の過半を占める店頭FX取引については、ビッグデータの活用により収益性の向上がみられた一方、取引高は相場影響もあり前年を下回る水準で推移いたしました。また、取引高が急拡大している仮想通貨の領域においては、GMOコインが改正資金決済法に規定される仮想通貨交換業者として金融庁より登録されております。



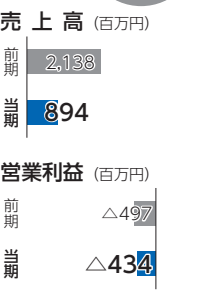


以上、インターネット金融事業セグメントの売上高は27,121百万円（前年同期比0.8%減）、営業利益は8,175百万円（同14.9%減）となりました。

④ モバイルエンターテイメント事業



当該セグメントにおいては、スマートフォン・オンライン向けゲームの提供を行なっております。当連結会計年度においても既存タイトルが配信開始からの経年もあり、売上の減少傾向が続いております。一方、新規タイトルの開発に取り組んでまいりましたが、ヒットタイトルの創出には至りませんでした。

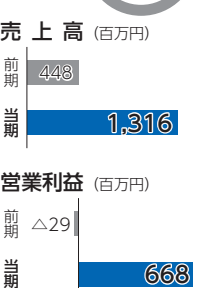


以上、モバイルエンターテイメント事業セグメントの売上高は894百万円（前年同期比58.2%減）、営業損失は434百万円となりました（前年同期は497百万円の営業損失）。今後は、組織再編（2017年10月23日付けで開示しております「連結子会社の吸収合併（簡易合併）に関するお知らせ」をご参照下さい）により、コストコントロールを徹底するとともに、内製化と運用ノウハウの蓄積により、引き続きヒットタイトルの創出に取り組んでまいります。

⑤ インキュベーション事業



当該セグメントにおいては、キャピタルゲインを目的としたインターネット関連企業への投資、事業拡大への支援、企業価値向上支援を行なっております。当連結会計年度の売上高は1,316百万円（前年同期比193.4%増）、営業利益は668百万円（前年同期は29百万円の営業損失）と上場・未上場株式の売却があったことから大幅増となりました。



⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、11,004百万円であり、インターネットインフラ事業においては9,486百万円、インターネット広告・メディア事業においては234百万円、インターネット金融事業において888百万円、モバイルエンターテイメント事業において389百万円及びインキュベーション事業において3百万円となっております。

⑶ 資金調達の状況

特段に記載すべき事項はありません。

⑷ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特段に記載すべき事項はありません。

⑸ 他の会社の事業の譲受の状況

当社は、平成29年２月１日付けで、当社子会社であるGMOペパボ株式会社が運営する移動通信サービス提供事業を譲り受けております。

⑹ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特段に記載すべき事項はありません。

⑺ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は連結子会社であるGMOゲームポット株式会社、GMOゲームセンター株式会社及びシンクラウド株式会社を平成29年12月１日に吸収合併し、各社が営んでいたモバイルエンターテイメント事業に関する全ての権利義務を承継しております。

2. 対処すべき課題

(1) 全社戦略

① グループシナジーの追求

当社グループは、当社と連結子会社103社で企業集団を構成しております。環境変化の激しいインターネット市場において、各社が自律的な意思決定を行なうことで、スピード感のある事業経営を実現しております。同時に、グループとしてビジョンを共有することで、相互にシナジーを創出し、当社グループのもつ経営資源の効率的な活用を目指してまいります。

② グローバル展開の推進

当社グループでは、セキュリティ事業などが本格的な海外展開を果たしております。今後さらに成長性の高い海外市場を取り込むために、海外市場においても「総合インターネットグループ」としての地位を確立することが重要となります。この点、前連結会計年度より提供を開始した「.shop」のさらなる普及を進めてまいります。また、希少性の高い一文字ドメイン「Z.com」をグループ統一ブランドとして活用することで、インターネットインフラ事業、インターネット金融事業の海外水平展開を加速し、海外市場における事業基盤の確立を目指してまいります。またマイニング、エクスチェンジ、ペイメントを一気通貫して提供する企業グループとして仮想通貨領域でも世界No.1を目指してまいります。

(2) 事業戦略

① インターネットインフラ事業

当該セグメントにおいては、顧客ニーズを捉えた商材・サービスを提供するため、開発体制を内製化し、ネットビジネスの事業基盤となるサービスを一気通貫して展開しております。その大半がストック型の商材であり、当社グループの強固な収益基盤となっております。引き続き、顧客ニーズに即したサービスの開発に取り組むとともに、運用・サポート体制の拡充などを通じて、顧客満足度の向上を目指します。

② インターネット広告・メディア事業

当該セグメントにおいては、市場環境の変化に対応すべく、アドテクノロジー分野の強化、自社商材の開発に努めております。今後も引き続き、テクノロジーシフトを加速し、スマートフォン向け広告、アプリ開発に注力

し、「No.1商材」をいち早く提供することを目指してまいります。

③　インターネット金融事業

当該セグメントにおいては、システムの開発、保守、運用を内製化することでコスト優位性を実現しています。コストリーダーシップ戦略のもと、国内外における顧客基盤の拡大に取り組んでおり、外国為替証拠金取引高で５年連続世界一を実現しました。今後も、引き続き取引コストを含む顧客利便性の向上を目指してまいります。

④　モバイルエンターテイメント事業

当該セグメントが事業展開するスマートフォンゲーム市場においては、市場環境の変化を受け、開発力・運用力が重視される局面となっております。この点、内製化を進めることで、ノウハウを蓄積しております。今後も、ネイティブゲーム開発に注力し、コストをミニマイズしつつ、ヒットタイトルの創出を目指してまいります。

⑤　仮想通貨事業

仮想通貨事業においては、主に３つの領域にビジネスチャンスがあると考えております。すなわち、マイニング、エクスチェンジ、ペイメントです。この点、ペイメントについては、手数料の高騰など商用化が不透明なこともあることから、まずはマイニング（仮想通貨マイニング事業）、エクスチェンジ（GMOコインで展開する仮想通貨交換事業）の領域でNo.1を目指してまいります。

⑶ 技術開発

インターネット関連技術は、技術の進歩が著しく、競争の激しい分野であり、技術優位性をもって先見的・コスト優位性のあるサービスを継続的に創り出すことが重要な経営課題と捉えております。

この点、技術力の源泉は、サービスを創り出すエンジニア・クリエイターであり、当社グループは、エンジニア・クリエイターを「グループの宝」・「人財」として尊重する組織・制度作りに積極的に取り組むことで、その採用・育成に引き続き注力してまいります。

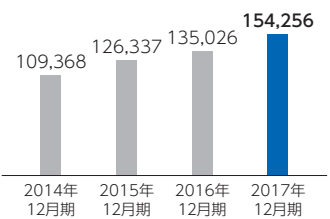
3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

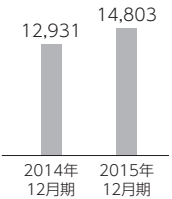
区　分	2014年12月期
売上高	109,368
営業利益	12,931
経常利益	12,734
親会社株主に帰属する当期純利益	5,841
1株当たり当期純利益 (円)	49.58
総資産	483,367
純資産	43,876
1株当たり純資産 (円)	248.14

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

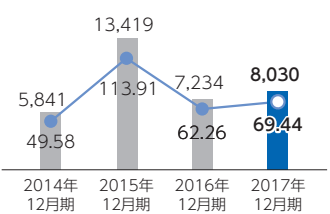
売上高 (百万円)



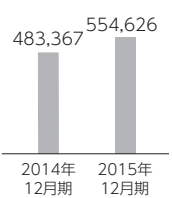
営業利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)
1株当たり当期純利益 (円)

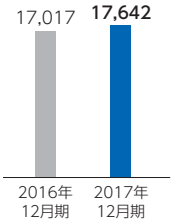


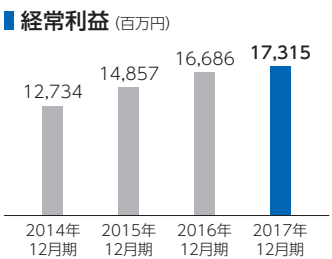
総資産 (百万円)

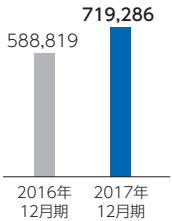


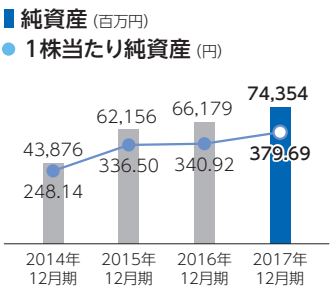
（単位：百万円）

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期（当連結会計年度）
	126,337	135,026	154,256
	14,803	17,017	17,642
	14,857	16,686	17,315
	13,419	7,234	8,030
	113.91	62.26	69.44
	554,626	588,819	719,286
	62,156	66,179	74,354
	336.50	340.92	379.69







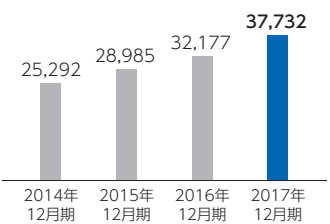


(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

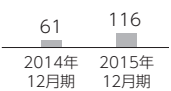
区　分	2014年12月期
売上高	25,292
営業利益	61
経常利益	1,361
当期純利益	△891
1株当たり当期純利益 (円)	△7.56
総資産	39,726
純資産	14,468
1株当たり純資産 (円)	122.81

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

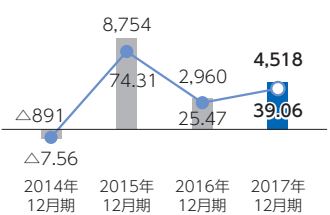
売上高 (百万円)



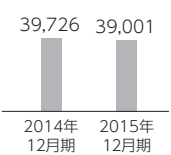
営業利益 (百万円)



当期純利益 (百万円)
1株当たり当期純利益 (円)

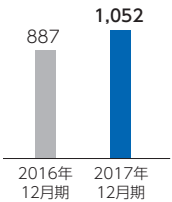


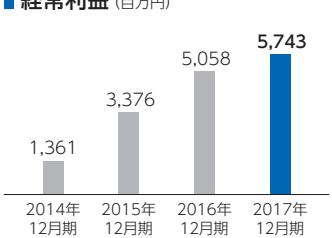
総資産 (百万円)

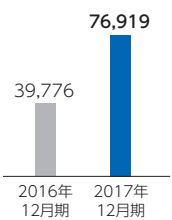


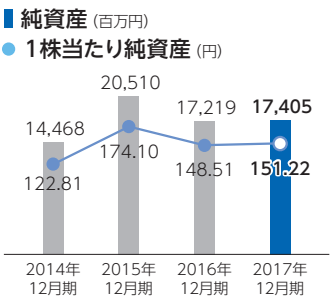
（単位：百万円）

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期（当期）
	28,985	32,177	37,732
	116	887	1,052
	3,376	5,058	5,743
	8,754	2,960	4,518
	74.31	25.47	39.06
	39,001	39,776	76,919
	20,510	17,219	17,405
	174.10	148.51	151.22



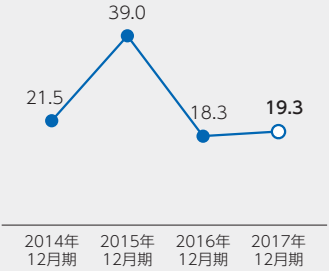




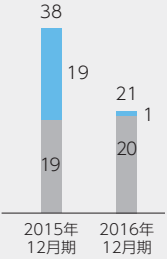


ご参考 その他主要な経営指標

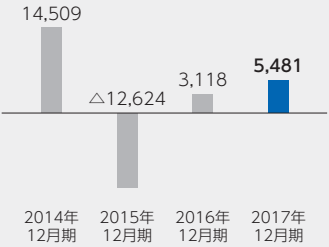
ROE（自己資本利益率）



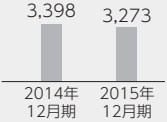
1株当たり配当金



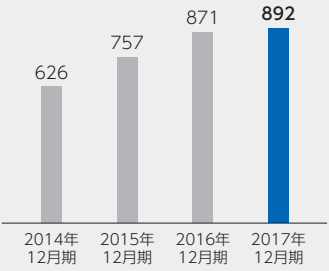
営業活動によるキャッシュ・フロー



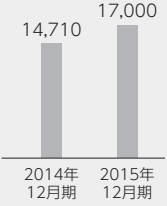
設備投資額(注)



インフラ契約件数



決済流通額



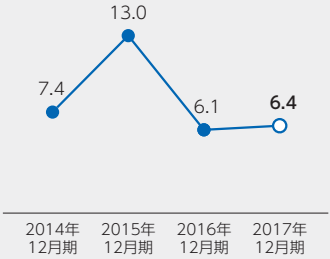
(注) フリー・キャッシュ・フロー＝営業活動によるキャッシュ・フロー－設備投資額
(注) 設備投資額＝有形固定資産、無形固定資産の取得

■ 期初予想
■ 増配・記念配当
(円)

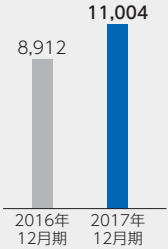


■ DOE（純資産配当率）

(%)

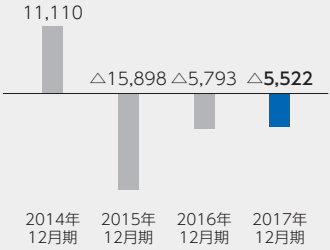


(百万円)

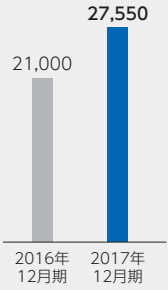


■ フリー・キャッシュ・フロー(注)

(百万円)

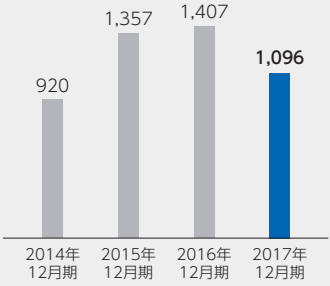


(億円)



■ FX 年間取引高

(兆円)



4. 主要な事業内容

インターネットインフラ事業		
ドメイン事業	レジストリ事業、レジストラ事業	
クラウド・ホスティング事業	ホスティングサービス	
EC支援事業	ネットショップ構築ASPサービス、CtoCハンドメイドマーケットの運営、ショッピングモールの運営、EC事業者支援等	
セキュリティ事業	電子証明書発行サービス	
決済事業	総合的な決済関連サービス及び金融関連サービス	
アクセス事業	インターネット接続サービス	
その他事業	その他	
インターネット広告・メディア事業		
インターネット広告事業	総合的なインターネット広告サービス	
インターネットメディア事業	自社メディアの開発・運営、SEMメディアの開発	
インターネットリサーチ・その他事業	インターネットリサーチ事業	
インターネット金融事業		
インターネット金融事業	オンライン証券取引、外国為替証拠金取引、仮想通貨交換事業等の運営	
モバイルエンターテイメント事業		
モバイルエンターテイメント事業	スマートフォン向けゲーム、オンラインゲームの開発・運営	
インキュベーション事業		
ベンチャーキャピタル事業	インターネット関連企業を中心とした未上場会社への投資事業	

	当社 GMOペパボ株式会社　GMOデジロック株式会社　GMOブライツコンサルティング株式会社　GMOドメインレジストリ株式会社
	当社 GMOクラウド株式会社　GMOペパボ株式会社
	当社 GMOペパボ株式会社　GMOメイクショップ株式会社 GMOコマース株式会社 GMOシステムコンサルティング株式会社
	GMOグローバルサイン株式会社　GMO GlobalSign Ltd. GlobalSign NV.
	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 GMOイプシロン株式会社　GMOペイメントサービス株式会社 GMOフィナンシャルゲート株式会社
	当社
	GMOデジタルラボ株式会社

	GMOアドパートナーズ株式会社　GMO TECH株式会社 GMO NIKKO株式会社　GMOアドマーケティング株式会社
	当社 GMOアドパートナーズ株式会社　GMO TECH株式会社 GMOペパボ株式会社　GMOメディア株式会社 GMOインサイト株式会社 GMOソリューションパートナー株式会社 GMOくまポン株式会社
	GMOリサーチ株式会社

	GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 GMOクリック証券株式会社　株式会社FXプライムbyGMO GMOコイン株式会社　GMO-Z.com Forex HK Limited GMO-Z.com Trade UK Limited

	当社

	GMO VenturePartners株式会社 GMO VenturePartners投資事業有限責任組合 ブログビジネスファンド投資事業有限責任組合

5. 主要な拠点等

本社　東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
GMOペイメントゲートウェイ株式会社(証券コード：3769)	4,712	52.1	決済事業
GMOクラウド株式会社(証券コード：3788)	916	51.8	クラウド・ホスティング事業 セキュリティ事業
GMOアドパートナーズ株式会社(証券コード：4784)	1,301	55.7(注1)	インターネット広告事業 インターネットメディア事業
GMOペパボ株式会社(証券コード：3633)	159	65.1(注2)	クラウド・ホスティング事業 EC支援事業、インターネットメディア事業
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社(証券コード：7177)	595	80.7	インターネット金融事業
GMOリサーチ株式会社(証券コード：3695)	299	53.7	インターネットリサーチ事業
GMO TECH株式会社(証券コード：6026)	277	54.1	インターネット広告事業
GMOメディア株式会社(証券コード：6180)	761	65.4	インターネットメディア事業

(注) 1．当社子会社であるGMOアドホールディングス株式会社による間接所有を含んでおります。
2．当社子会社であるGMOアドパートナーズ株式会社による間接所有を含んでおります。

(3) 企業結合の成果

連結子会社は上記の重要な子会社を含め103社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高154,256百万円（前年同期比14.2%増）、営業利益17,642百万円（前年同期比3.7%増）、経常利益17,315百万円（前年同期比3.8%増）、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）8,030百万円（前年同期比11.0%増）を計上するにいたりました。

⑷ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑸ その他

該当事項はありません。

7. 従業員の状況

⑴ 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）
インターネットインフラ事業	2,960（264）
インターネット広告・メディア事業	1,068（223）
インターネット金融事業	325（ 59）
モバイルエンターテイメント事業	97（ 1）
インキュベーション事業	2（ 0）
その他	6（ 0）
共通	204（ 23）
合計	4,662（570）

（注）従業員数の（外書）は、臨時従業員の平均雇用人員数であります。

⑵ 当社の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男	457	80増	35.9	6.2
女	160	13増	33.1	5.8
合計または平均	617	93増	34.5	6.0

（注）上記のほかに臨時従業員74名がおります。

8. 主要な借入先

（単位：百万円）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	19,400
株式会社あおぞら銀行	10,000
株式会社みずほ銀行	4,500
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,500

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、平成30年2月9日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について、次のとおり決議いたしました。

①	自己株式の取得を行う理由	株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上を図るため。
②	取得する株式の種類	当社普通株式
③	取得する株式の総数	100万株（上限）（発行済株式数（自己株式を除く）に対する割合0.87%）
④	株式の取得価額の総額	1,360百万円（上限）
⑤	取得期間	平成30年２月13日～平成30年12月28日
⑥	取得方法	市場買付

2 会社の状況

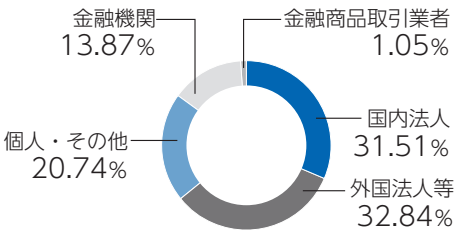
1. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数　普通株式　270,000,000株
　　第１種優先株式　130,000,000株
(2) 発行済株式の総数　普通株式　115,096,887株
(3) 株主数　32,158名
(4) 大株主

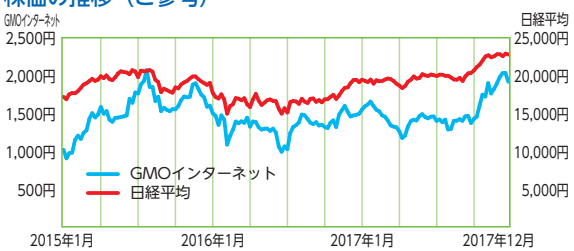
株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社熊谷正寿事務所	普通株式 35,716,600	31.03
熊谷正寿	普通株式 11,450,411	9.94
THE BANK OF NEW YORK 133524	普通株式 5,962,700	5.18
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	普通株式 5,700,600	4.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 4,958,600	4.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 2,668,800	2.31
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	普通株式 1,818,600	1.58
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	普通株式 1,409,526	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	普通株式 1,372,600	1.19
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	普通株式 1,345,800	1.16

（注）1．平成29年12月31日現在において、第１種優先株式の発行はありません。
　　2．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況



株価の推移（ご参考）



2. 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況
(平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	熊谷　正寿	グループ代表
取締役副社長	安田　昌史	グループ代表補佐・グループ管理部門統括
取締役副社長	西山　裕之	グループ代表補佐・グループEC支援部門統括兼グループ人財開発統括
取締役副社長	相浦　一成	グループ決済部門統括 GMOペイメントゲートウェイ株式会社代表取締役社長
専務取締役	伊藤　正	グループインフラ部門統括兼事業本部長
専務取締役	山下　浩史	グループシステム部門統括兼システム本部長
常務取締役	堀内　敏明	次世代システム研究室長
常務取締役	有澤　克己	グループ財務担当兼グループ国際化支援室担当兼グループ人事部長
取　締　役	新井　輝洋	グループ投資戦略室長
取　締　役	佐藤健太郎	GMOペパボ株式会社 代表取締役社長
取　締　役	児玉　公宏	事業本部ホスティング事業部長
取　締　役	野村　正光	
取　締　役	中條　一郎	セキュリティ事業担当 海外戦略アドバイザー GMOグローバルサイン株式会社 代表取締役社長
取　締　役	橋口　誠	グループ広告部門統括 GMOアドパートナーズ株式会社 代表取締役社長
取　締　役	福井　敦子	グループ広報・IR部長
取　締　役 (監査等委員)	武藤　昌弘	
取　締　役 (監査等委員)	小倉　啓吾	公認会計士 小倉公認会計士事務所所長
取　締　役 (監査等委員)	郡司掛　孝	税理士 郡司掛税理士事務所所長
取　締　役 (監査等委員)	増田　要	弁護士 増田パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士

(注) 1. 取締役（監査等委員）武藤昌弘氏は、常勤取締役（監査等委員）であります。監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集及び会計監査人・内部統制所管部門等との密接な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。

2．取締役（監査等委員）小倉啓吾氏、取締役（監査等委員）郡司掛孝氏および取締役（監査等委員）増田要氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役（監査等委員）であり、小倉啓吾氏、郡司掛孝氏および増田要氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3．取締役（監査等委員）小倉啓吾氏は公認会計士の資格を、取締役（監査等委員）郡司掛孝氏は税理士の資格を、また取締役（監査等委員）増田要氏は弁護士の資格を有しており、それぞれ、法務、税務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．当事業年度中に以下の取締役および取締役（監査等委員）の地位・担当等の異動がありました。

① 就任

平成29年５月10日開催の2016年12月期定時株主総会において、新たに橋口誠氏及び福井敦子氏が取締役に選任され、同日就任しました。

② 役職の異動

氏　名	新	旧	異動年月日
有澤　克己	グループ財務担当兼グループ国際化支援室担当兼グループ人事部長	グループ財務担当兼グループ人事部長	平成29年５月10日
野村　正光	—	グループ国際化支援室長	平成29年５月10日
橋口　誠	グループ広告部門統括	—	平成29年５月10日
福井　敦子	グループ広報・IR部長	—	平成29年５月10日

③ 事業年度中の退任

氏　名	退任時における地位	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
宮﨑　和彦	常務取締役	営業本部長	平成29年５月10日
鈴木　明人	取締役	グループ広告部門統括 GMO TECH株式会社代表取締役社長	平成29年５月10日
森　輝幸	取締役	メディア事業担当 GMOメディア株式会社代表取締役社長	平成29年５月10日

（注）取締役宮﨑和彦氏、鈴木明人氏及び森輝幸氏は、任期満了による退任であります。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の監査等委員は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	11名	605,928,000円
取締役（監査等委員）	4名	26,280,000円

(注) 1．取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は年額10億円であります。（平成28年３月21日付株主総会決議）
2．取締役（監査等委員）報酬限度額は年額40百万円であります。（平成28年３月21日付株主総会決議）
3．上記取締役の報酬額には、役員賞与が含まれております。
4．上記の報酬等の額には、社外役員の報酬等の額を含んでおります。
5．期末現在の人員数は、取締役15名、取締役（監査等委員）４名でありますす。なお、上記支給人員との相違は、退任３名、無報酬の取締役６名が含まれていることによります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）小倉啓吾氏は、小倉公認会計士事務所所長を兼職しております。当社と小倉公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。
・取締役（監査等委員）郡司掛孝氏は、郡司掛税理士事務所所長を兼職しております。当社と郡司掛税理士事務所との間に特別の関係はありません。
・取締役(監査等委員)増田要氏は、増田パートナーズ法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社と増田パートナーズ法律事務所との間に特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役 (監査等委員)	小倉　啓吾	当期開催の取締役会16回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査等委員会11回のうち９回に出席し、主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	郡司掛　孝	当期開催の取締役会16回のうち10回に出席し、また、当期開催の監査等委員会11回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役 (監査等委員)	増田　　要	当期開催の取締役会16回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査等委員会11回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

③　社外役員の報酬等の額

	人　数	報酬等の額
社外役員の報酬等の額	3名	16,200,000円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

387百万円

②　上記①の合計額のうち、当社及び子会社が監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額

339百万円

③　上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

54百万円

(注) 1．会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

3．①、②、③の金額には、前事業年度に係る監査に対する報酬のうち、平成29年4月に同法人から報告を受け、当該報告に基づき平成29年6月までに請求を受け支払ったものを含めております。

⑶ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、主に国際財務報告基準（IFRS）助言・指導業務に対する対価であります。

⑷ 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

⑸ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

⑴ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、文書管理規程およびセキュリティーポリシーに基づき、取締役(監査等委員であるものを除く)の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により電磁的に記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとに同じく同規程に定められた期間

保存することにより適切な管理および保管を行います。
　監査等委員およびグループリスクマネジメント室は、その権限において、文書等の閲覧および謄写を行うことができます。

②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社では、リスク管理に関する規定を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。
　また、当社では、取締役を構成員（監査等委員は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。
　更に、「リスク管理委員会」を設置して、当該会議体を、原則、毎月開催することにより、当グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

③　取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社では、各取締役（監査等委員であるものを除く）の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするために、平成14年３月26日より、取締役（監査等委員であるものを除く）の任期を１年と定め、毎年一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その職務執行の効率性を向上させております。
　定例の経営会議および幹部職会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

④　取締役（監査等委員であるものを除く）および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、培ってきたマインドを「SV宣言」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「コンプライアンス要綱」を制定し法令・社会倫理を遵守し、コンプライアンスの体制の確立を確保します。

経営意思決定ならびに職務執行の報告の場である取締役会および経営会議において、全ての議題に監査等委員の意見を求め、適法性の確認を行っております。

「コンプライアンス研修会」を開催し、また、「GMOヘルプライン制度」を設け、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

「グループリスクマネジメント室」は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて監査を実施しております。

⑤ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、当社企業グループ全社の社長を含めた、幹部職会議を原則毎週開催し、当社企業グループ各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っています。

当社企業グループ各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会または経営会議に報告することにより、企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。

また、グループ各社にコンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、グループ全体としてのコンプライアンス経営の強化に取組んでいます。

さらに、グループリスクマネジメント室にて、当社企業グループ各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。

なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に１回、グループのリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正を確保するよう努めております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在当社では、監査等委員の求めに応じて、監査等委員の職務を補佐する専任の組織として「監査業務室」を設置し、必要な監査業務スタッフを配置しています。

⑦　前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人は、監査等委員に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査等委員の職務を補佐する使用人に対する指示の実効性を確保しています。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査業務スタッフの独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に常勤監査等委員の同意を得ることとします。

⑨　取締役及び使用人が監査等委員会又は監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員会又は監査等委員への報告に関する体制

当社では、監査等委員が取締役会はもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査等委員に報告することとしています。

また、監査等委員は、当社の会計監査人から会計監査ならびにグループリスクマネジメント室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

⑩　子会社の取締役及び使用人が監査等委員会又は監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員会又は監査等委員への報告に関する体制

当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、監査等委員、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役、監査等委員を介してまたは直接に、当社の取締役、監査等委員、使用人等に報告することができる体制を整備することとしています。

⑪　前２号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役（監査等委員であるものを除く）又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。

監査等委員は、報告した使用人の移動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役（監査等委員であるものを除く）にその理由の開示を求めることができるものとします。

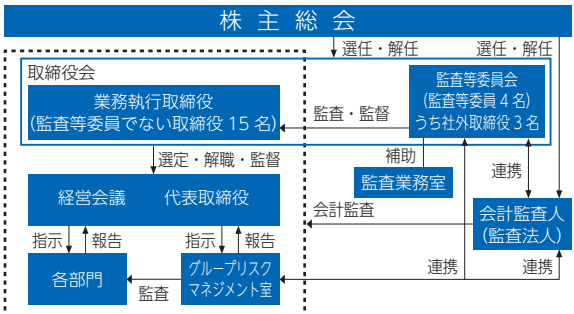
⑫　当該監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑬　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けています。

また、会計監査人ならびにグループリスクマネジメント室とも定期的に打ち合わせを設けています。



2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。なお、当社は平成28年３月21日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、下記の「監査等委員会」については、移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても、監査役は同様の体制を整備・運用しております。

① 内部統制システム全般

グループリスクマネジメント室が、当社および当社グループ各社の業務監査と内部統制監査を通して内部統制システム全般の整備・運用状況を評価し、改善を進めております。

② コンプライアンス及びリスクマネジメント

当社及び当社グループの取締役及び実務担当者にてコンプライアンス会議を、当社取締役及び実務担当者によりリスク管理委員会を定期的に開催しております。

コンプライアンス会議では、当社グループ各社の法令遵守体制の整備状況及び法令遵守の状況等について報告がなされております。この報告のほか、時事問題等を取り上げ、当社グループとしての取り組み方針や、教育・周知方針及びその取組状況について議論がなされております。また、リスク管理委員会では、国内外のBCP対応状況の報告やその方針検討、労務関連問題や内部通報制度に基づく是正措置等の状況報告

がなされ、規程類の改変や実運用状況を取り纏め、定期的に取締役会に報告しております。

③　取締役会及び経営会議

当社では、機動性の高い業務執行体制構築のため、法令または定款等によって取締役会の決議事項とすべき事項及びこれに準ずる事項として独自に基準を定め、取締役会で決議することが妥当であると考える事項を取締役会規程により明確化し、取締役会で決議するべき事項以外で経営上重要な決議事項を審議する会議体として経営会議を設置しております。取締役会及び経営会議では、業務執行取締役、監査等委員その他経営陣幹部にて構成され、経営会議は業務執行取締役および常勤監査等委員その他経営幹部で構成されており、前述の決議事項と決議すべき事項及びこれに順ずる事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の職務執行を監督しております。

④　監査等委員会

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づいて開催され、法令等に定められた事項の決議を行っております。また、常勤監査等委員は、社内の重要会議に出席するなど日常業務レベルで経営情報を収集し、監査等委員会に報告しております。さらに、会計監査人、グループリスクマネジメント室と適宜情報交換を行い監査の実効性を確保しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図る一方、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。また、持続的な成長のための積極的な事業投資と株主の皆さまへの利益配分を継続してまいります。

当社は株主の皆さまへの利益還元を明確にするために、株主還元に関する基本方針を「総還元性向50％を目標とする。①配当については、配当性向の目標を連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の33％以上とし、②自己株式取得については、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の50％から配当総額を引いた金額を目標に、業績及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、株価水準に応じて機動的に実施する。」としております。

また、株主の皆さまにいち早く経営成果を還元できるよう、四半期配当制度を導入しております。

この方針に基づき、当連結会計年度においては、第１四半期は５円、第２四半期は６円、第３四半期は６円、期末配当は６円をそれぞれお支払いしておりますので、当連結会計年度における年間配当金は１株につき23円（配当性向33.08％）となりました。

当社は、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向33％を目途に、四半期ごとに配当することを目標としておりますが、業績予想を行うことが困難であるため、現時点における配当予想額が未定となっております。配当予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示を行う予定です。

ご参考　１株当たり配当金の推移

(円)		１Ｑ	２Ｑ	３Ｑ	４Ｑ	配当総額	
2015年	増配	2	—	2	14※+1	19	38
	普通配	4	5	5	5	19	
2016年	増配	—	—	—	1	1	21
	普通配	5	5	5	5	20	
2017年	普通配	5	6	6	6	23	

※GMOクリックホールディングス（現：GMOフィナンシャルホールディングス）株式売却による特別利益の増配分

7. 株式会社の支配に関する基本方針

⑴ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社であり当社株式は自由に売買できるものである以上、当社株式に対する大規模な買付行為を一概に否定するものではなく、当該買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、当社株式を保有する株主の皆様の自由な意思によってなされるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付行為が実施される可能性も否定できません。

このような一方的且つ大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が、これを評価・検討して取締役会としての意見を取りまとめて公表するための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないなど当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るところです。

当社グループは、インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、モバイルエンターテイメント事業、インキュベーション事業を中心として、総合的なインターネットサービスを提供しており、これらの事業はそれぞれが独立したものではなく、相互に有機的に一体として機能することによって相乗効果が生じ、より高い企業価値を創造していると考えております。

また、インターネット関連技術は技術革新の進歩が極めて速く、それに応じた業界標準及び顧客ニーズも急速に変化しております。したがって、当社の経営は、上記のような事業特性及びインターネットサービスに関する高度な専門知識を前提とした経営のノウハウ、並びに、技術革新に対応するための優れた技術、能力を有する従

業員、有機的一体的企業結合体の中で各事業を担うグループ会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模な買付行為を評価するに際しても、当該買付行為の買付者から提供された情報だけではなく、当社の事業特性等を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要であると考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会といたしましては、上記のような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

⑵ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は上記⑴記載の基本方針（以下、「基本方針」といいます。）の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。　当社は、『すべての人にインターネット』をコーポレートフィロソフィーキャッチに、たゆまぬベンチャー精神のもと、『インターネットの文化・産業とお客様の笑顔・感動を創造し、社会と人々に貢献する』を企業理念として掲げております。

当社はこの企業理念を具現化するため、すなわち、お客様の笑顔・感動を創造するため、最高のサービスをより多くのお客様に提供することに注力いたしております。

当社グループでは、ドメイン、レンタルサーバーや決済、セキュリティなど数多くの事業（サービス）においてナンバーワンの実績をあげており、そのお客様の多様なニーズ、特にインターネットビジネスに取り組むお客様が求める、導入から活用そして集客までを当社グループで一貫して完結できる基盤が整っております。これら

の事業を有機的に結合し、相乗効果を最大化させる取組みにより企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上を目指しております。

⑶ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）が行われる場合には、大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合につき対抗措置を発動することがあること等を定めております。

当社は、平成18年３月13日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決定し、以後毎年開催される当社定時株主総会において改選される取締役により、本対応方針を継続するか否かを決定することとなります。なお、対応方針の内容につきましては、以下のとおりです。

① 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要且つ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

イ　情報提供

大規模買付者には大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断及び取締役会の評価・検討のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、まず当社宛に、意向表明書をご提出いただくこととし、これをもとに、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。

ロ　当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。

これを踏まえ、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

②　大規模買付行為がなされた場合の対応方針

イ　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を守ることを目的として、新株予約権の発行及び/又は新株発行等、会社法その他の法令及び

当社定款が取締役会の権限として認める措置(以下、「対抗措置」といいます。)を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

ロ　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために対抗措置を講じることがあります。

③　対抗措置の合理性・公正性を担保するための手続

大規模買付ルールに則った一連の手続の進行について、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合で当社株主の共同の利益及び当社の企業価値を守るために適切と考える一定の対抗措置を講じる場合においては、当社取締役会が最終的判断を行うことから、その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置いたしました。特別委員会の委員は、３名以上５名以内とし、社外取締役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び取締役又は執行役としての経験のある社外者等の中か

ら選任されるものとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、発動に先立ち、特別委員会に対し、発動すべき具体的な対抗措置の内容を提示した上で、その発動の是非について諮問し、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

⑷ 上記⑵の取組みについての取締役会の判断

上記⑵の取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為が行われる危険性を低減させるものと考えられるため、上記⑴の基本方針に沿うものであります。

また、かかる取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させるための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑸ 上記⑶の取組みについての取締役会の判断

① 上記⑶の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等のための期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を害するおそれのある大規模買付行為を行う大規模買付者に対して対抗措置を発動できることとしております。したがいまして、上記⑶の取組みは、上記⑴の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の上記⑴の基本方針に沿うものであると考えております。

② 上記⑶の取組みは、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の

提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるための取組みであります。また、かかる取組みにおいては、対抗措置の発動について取締役会による恣意的な判断を防止し、その判断の合理性・公正性を担保するために、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置を発動することを定めており、また、対抗措置を発動するに際しては、社外取締役（監査等委員）を含む取締役（監査等委員）の全員の賛成を得た上で、取締役全員の一致により決定することとしております。したがいまして、上記 (3) の取組みは、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、取締役会の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（平成29年12月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	2017年12月期 平成29年12月31日 現　在	（ご参考） 2016年12月期 平成28年12月31日 現　在
● 資産の部		
流動資産	**677,238**	**553,903**
現金及び預金	119,006	90,282
受取手形及び売掛金	17,597	15,947
営業投資有価証券	3,910	3,551
証券業における預託金	286,848	256,481
証券業における信用取引資産	113,833	84,439
証券業における短期差入保証金	46,996	41,264
証券業における支払差金勘定	26,696	24,502
繰延税金資産	3,114	1,564
その他	62,354	37,034
貸倒引当金	△3,119	△1,164
固定資産	**42,047**	**34,915**
有形固定資産	**8,656**	**7,630**
建物及び構築物	1,374	1,447
工具、器具及び備品	3,291	2,322
リース資産	2,849	3,275
その他	1,141	585
無形固定資産	**20,407**	**15,623**
のれん	2,310	3,857
ソフトウエア	5,140	4,327
その他	12,956	7,438
投資その他の資産	**12,983**	**11,661**
投資有価証券	7,701	7,832
繰延税金資産	2,402	1,175
その他	3,245	2,995
貸倒引当金	△366	△341
資産合計	**719,286**	**588,819**

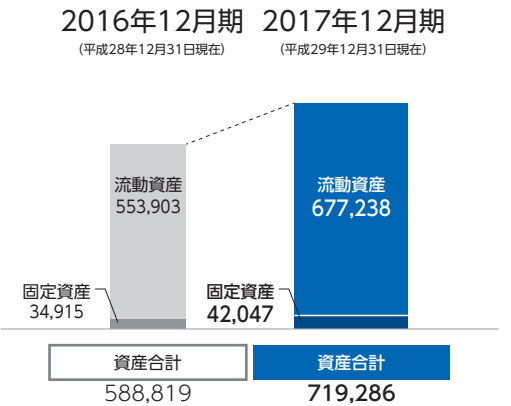
（注）2016年12月期は、ご参考（監査対象外）です。

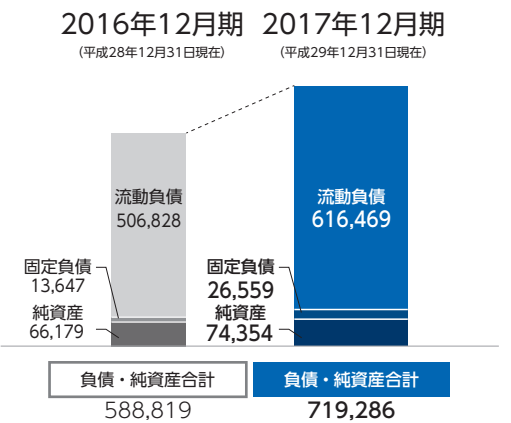
（単位：百万円）

科　目	2017年12月期 平成29年12月31日 現　在	（ご参考） 2016年12月期 平成28年12月31日 現　在
● 負債の部		
流動負債	**616,469**	**506,828**
支払手形及び買掛金	8,672	7,822
短期借入金	88,812	60,204
1年内返済予定の長期借入金	2,098	2,560
未払金	25,980	21,251
証券業における預り金	54,729	39,859
証券業における信用取引負債	48,639	47,583
証券業における受入保証金	294,916	267,796
証券業における受取差金勘定	4,095	4,105
証券業における有価証券担保借入金	22,782	2,134
未払法人税等	2,107	1,666
賞与引当金	1,034	931
役員賞与引当金	44	74
前受金	7,191	6,315
預り金	47,462	37,407
その他	7,900	7,115
固定負債	**26,559**	**13,647**
長期借入金	21,745	8,748
繰延税金負債	367	102
その他	4,445	4,797
特別法上の準備金	**1,903**	**2,162**
金融商品取引責任準備金	1,903	2,162
負債合計	**644,932**	**522,639**
● 純資産の部		
株主資本	**43,089**	**38,870**
資本金	**5,000**	**5,000**
資本剰余金	**－**	**544**
利益剰余金	**38,113**	**33,328**
自己株式	**△23**	**△2**
その他の包括利益累計額	**608**	**656**
その他有価証券評価差額金	**284**	**299**
繰延ヘッジ損益	**－**	**65**
為替換算調整勘定	**323**	**291**
新株予約権	**73**	**80**
非支配株主持分	**30,582**	**26,571**
純資産合計	**74,354**	**66,179**
負債純資産合計	**719,286**	**588,819**

（ご参考）連結貸借対照表のポイント

（単位：百万円）





資産

当連結会計年度末（平成29年12月31日）における資産合計は、前連結会計年度末（平成28年12月31日）に比べ130,467百万円増加し、719,286百万円（22.2%増）となっております。主たる変動要因は、証券業における顧客資産の変動により諸資産（証券業における預託金・証券業における信用取引資産・証券業における短期差入保証金・証券業における支払差金勘定）が67,685百万円増加（16.6%増）したこと、現金及び預金が28,724百万円増加（31.8%増）したことであります。

負債

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ122,292百万円増加し、644,932百万円（23.4%増）となっております。主たる変動要因は、証券業における顧客資産の変動により諸負債（証券業における預り金・証券業における信用取引負債・証券業における受入保証金・証券業における受取差金勘定・証券業における有価証券担保借入金）が63,683百万円増加（17.6%増）した一方、有利子負債が41,143百万円増加（57.5%増）したこと、預り金が10,054百万円増加（26.9%増）したことであります。

純資産

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ8,174百万円増加し、74,354百万円（12.4%増）となっております。主たる変動要因は、利益剰余金が4,784百万円増加（14.4%増）したこと（親会社株主に帰属する当期純利益の計上により8,030百万円の増加、配当金の支払いにより2,661百万円の減少など）、非支配株主持分が4,011百万円増加（15.1%増）したことであります。

連結損益計算書（自 平成29年1月1日　至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）

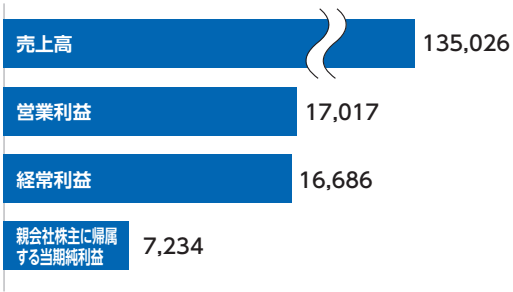
科　目	2017年12月期 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日		（ご参考） 2016年12月期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	
売上高		**154,256**		**135,026**
売上原価		**78,336**		**66,778**
売上総利益		**75,920**		**68,248**
販売費及び一般管理費		**58,277**		**51,231**
営業利益		**17,642**		**17,017**
営業外収益				
受取利息	56		38	
受取配当金	98		69	
為替差益	28		－	
投資事業組合利益	18		20	
ポイント失効益	36		29	
補助金収入	27		60	
その他	164	429	148	366
営業外費用				
支払利息	165		121	
支払手数料	42		152	
為替差損	－		151	
持分法による投資損失	411		126	
その他	137	756	144	696
経常利益		**17,315**		**16,686**
特別利益				
関係会社株式売却益	78		105	
受取保険金	266		－	
段階取得に係る差益	－		425	
金融商品取引責任準備金戻入額	258		219	
その他	64	667	220	971
特別損失				
投資有価証券評価損	56		140	
減損損失	932		502	
情報セキュリティ対策費	273		－	
特別調査費用	172		－	
持分変動損失	186		－	
その他	237	1,859	188	831
税金等調整前当期純利益		**16,124**		**16,826**
法人税、住民税及び事業税	6,921		6,112	
法人税等調整額	△2,873	4,047	339	6,451
当期純利益		**12,076**		**10,374**
非支配株主に帰属する当期純利益		4,045		3,139
親会社株主に帰属する当期純利益		**8,030**		**7,234**

（注）2016年12月期は、ご参考（監査対象外）です。

（ご参考）連結損益計算書のポイント

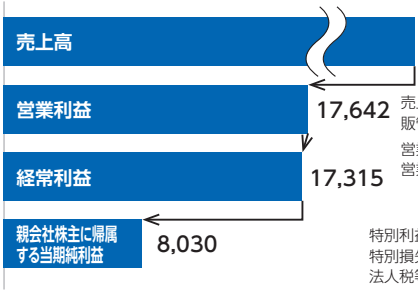
2016年12月期
（自 平成28年１月１日　至 平成28年12月31日）

（単位：百万円）



2017年12月期
（自 平成29年１月１日　至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）



連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年1月1日　至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

科　目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	544	33,328	△2	38,870
当期変動額					
剰余金の配当			△2,661		△2,661
親会社株主に帰属する当期純利益			8,030		8,030
自己株式の取得				△1,182	△1,182
自己株式の消却		△1,161		1,161	－
連結子会社増加による利益剰余金減少高			△0		△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		33			33
その他資本剰余金の負の残高の振替		584	△584		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	△544	4,784	△21	4,219
当期末残高	5,000	－	38,113	△23	43,089

(単位：百万円)

科　目	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	299	65	291	656
当期変動額				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属する当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却				
連結子会社増加による利益剰余金減少高				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
その他資本剰余金の負の残高の振替				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15	△65	31	△48
当期変動額合計	△15	△65	31	△48
当期末残高	284	－	323	608

(単位：百万円)

科　目	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	80	26,571	66,179
当期変動額			
剰余金の配当			△2,661
親会社株主に帰属する当期純利益			8,030
自己株式の取得			△1,182
自己株式の消却			－
連結子会社増加による利益剰余金減少高			△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			33
その他資本剰余金の負の残高の振替			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7	4,011	3,955
当期変動額合計	△7	4,011	8,174
当期末残高	73	30,582	74,354

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

（自 平成29年１月１日　至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）

科　目	2017年12月期 自 平成29年１月１日 至 平成29年12月31日	2016年12月期 自 平成28年１月１日 至 平成28年12月31日
営業活動による キャッシュ・フロー	5,481	3,118
投資活動による キャッシュ・フロー	△13,212	△11,204
財務活動による キャッシュ・フロー	35,074	23,749
現金及び現金同等物に係る 換算差額	346	△466
現金及び現金同等物の増減額 （△は減少）	27,690	15,196
現金及び現金同等物の 期首残高	90,125	74,929
新規連結に伴う現金及び 現金同等物の増加額	1	－
現金及び現金同等物の 期末残高	117,817	90,125

キャッシュ・フローの変動要因

営業活動によるキャッシュ・フローについては、5,481百万円の資金流入（前年同期は3,118百万円の資金流入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上により16,124百万円、減価償却費の計上により5,091百万円、のれん償却額の計上により790百万円、預り金の増加により10,052百万円の資金流入があった一方、仕入債務の減少により9,320百万円、法人税等の支払により6,271百万円の資金流出があったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、13,212百万円の資金流出（前年同期は11,204百万円の資金流出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得により8,234百万円、有形固定資産の取得により2,770百万円の資金流出があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、35,074百万円の資金流入（前年同期は23,749百万円の資金流入）となりました。これは主に、配当金の支払により2,665百万円、非支配株主への配当金の支払により1,649百万円、自己株式の取得により1,182百万円の資金流出があった一方、有利子負債の純増（短期借入金の増加、長期借入金の増加）により41,134百万円の資金流入があったことによるものです。

（注）ご参考（監査対象外）です。

貸借対照表（平成29年12月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	2017年12月期 平成29年12月31日 現　在	（ご参考） 2016年12月期 平成28年12月31日 現　在
● 資産の部		
流動資産	**42,113**	**11,338**
現金及び預金	29,942	4,827
売掛金	1,816	1,597
商品	12	14
貯蔵品	291	231
前渡金	2,521	745
前払費用	512	369
未収還付法人税等	255	450
繰延税金資産	1,293	749
その他	5,814	2,608
貸倒引当金	△345	△255
固定資産	**34,805**	**28,437**
有形固定資産	**4,496**	**3,736**
建物	699	738
工具、器具及び備品	1,003	130
リース資産	1,847	2,296
土地	275	275
その他	670	295
無形固定資産	**6,626**	**1,186**
ソフトウエア	351	152
リース資産	66	96
権利金	5,523	595
その他	686	341
投資その他の資産	**23,682**	**23,514**
投資有価証券	295	262
関係会社株式	19,675	20,805
関係会社長期貸付金	2,353	7,466
その他の関係会社有価証券	218	164
投資不動産	189	189
繰延税金資産	1,275	25
その他	1,371	1,071
貸倒引当金	△1,697	△6,470
資産合計	**76,919**	**39,776**

（注）2016年12月期は、ご参考（監査対象外）です。

（単位：百万円）

科　目	2017年12月期 平成29年12月31日 現　在	（ご参考） 2016年12月期 平成28年12月31日 現　在
● 負債の部		
流動負債	**50,053**	**19,584**
短期借入金	36,300	7,400
１年内返済予定の長期借入金	294	－
リース債務	809	952
未払金	4,074	3,187
未払法人税等	115	11
前受金	1,617	1,359
預り金	4,763	4,941
賞与引当金	88	29
ポイント引当金	394	491
入会促進引当金	1,519	994
その他	77	215
固定負債	**9,459**	**2,972**
長期借入金	6,705	－
リース債務	1,446	1,724
資産除去債務	133	141
長期預り保証金	681	700
その他	492	405
負債合計	**59,513**	**22,557**
● 純資産の部		
株主資本	**17,373**	**17,103**
資本金	**5,000**	**5,000**
資本剰余金	**936**	**1,603**
資本準備金	936	936
その他資本剰余金	－	666
利益剰余金	**11,439**	**10,502**
利益準備金	313	313
その他利益剰余金	11,126	10,188
繰越利益剰余金	11,126	10,188
自己株式	**△2**	**△2**
評価・換算差額等	**31**	**115**
その他有価証券評価差額金	**31**	**50**
繰延ヘッジ損益	**－**	**65**
純資産合計	**17,405**	**17,219**
負債純資産合計	**76,919**	**39,776**

損益計算書（自 平成29年１月１日　至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）

科　目	2017年12月期 自 平成29年１月１日 至 平成29年12月31日		（ご参考） 2016年12月期 自 平成28年１月１日 至 平成28年12月31日	
売上高		**37,732**		**32,177**
売上原価		**25,501**		**22,044**
売上総利益		**12,231**		**10,132**
販売費及び一般管理費		**11,178**		**9,245**
営業利益		**1,052**		**887**
営業外収益				
受取利息	218		193	
受取配当金	3,752		3,492	
為替差益	9		－	
業務分担金	416		348	
受取手数料	161		135	
投資事業組合運用益	82		25	
その他	181	4,823	155	4,350
営業外費用				
支払利息	75		66	
支払手数料	40		47	
為替差損	－		50	
減価償却費	7		10	
その他	8	132	5	179
経常利益		**5,743**		**5,058**
特別利益				
貸倒引当金戻入	6,761		－	
債務免除益	13		16	
その他	13	6,788	1	18
特別損失				
関係会社株式評価損	1,590		7	
貸倒引当金繰入額	1,642		1,379	
債権放棄損	19		6	
抱合せ株式消滅差損	5,991		－	
その他	221	9,465	18	1,411
税引前当期純利益		**3,066**		**3,665**
法人税、住民税及び事業税	307		349	
法人税等調整額	△1,759	△1,451	355	704
当期純利益		**4,518**		**2,960**

（注）2016年12月期は、ご参考（監査対象外）です。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年1月1日　至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

科　目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,000	936	666	1,603
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△1,161	△1,161
その他資本剰余金の負の残高の振替			494	494
合併による変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	△666	△666
当期末残高	5,000	936	－	936

(単位：百万円)

科　目	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	313	10,188	10,502	△2	17,103
当期変動額					
剰余金の配当		△2,661	△2,661		△2,661
当期純利益		4,518	4,518		4,518
自己株式の取得				△1,182	△1,182
自己株式の消却				1,161	－
その他資本剰余金の負の残高の振替		△494	△494		－
合併による変動額		△424	△424	20	△403
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	937	937	△0	270
当期末残高	313	11,126	11,439	△2	17,373

(単位：百万円)

科　目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	50	65	115	17,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,661
当期純利益				4,518
自己株式の取得				△1,182
自己株式の消却				－
その他資本剰余金の負の残高の振替				－
合併による変動額				△403
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18	△65	△83	△83
当期変動額合計	△18	△65	△83	186
当期末残高	31	－	31	17,405

メ　モ

〈ご参考〉

GMO REPORT 2017

2017年12月期
決算報告

目 次

連結業績ダイジェスト…… 60
「仮想通貨領域で 世界No.1を目指す」
仮想通貨マイニング事業…… 61

連結業績ダイジェスト

▼ 業績予想に対する実績

営業利益・経常利益は1Qの金融の遅れで未達も 最終利益は達成し最高業績を更新

(億円)	2016年 実績	2017年 予想	2017年 実績	前期比
売上高	1,350	1,450	1,542	+14.2%
営業利益	170.1	190.0	176.4	+3.7%
経常利益	166.8	185.0	173.1	+3.8%
最終利益	72.3	80.0	80.3	+11.0%

▼ 業績予想

2018年度は、為替や株式、仮想通貨など市場環境の影響を受ける複数の事業について合理的な見通しが困難であることから、業績予想は非開示とさせていただきます。なお、2018年3月より「仮想通貨事業」の関連指標を月次にてご報告することを予定しており、資本市場、株主の皆様とは継続的にコミュニケーションを図ってまいります。

▼ 配当予想

2017年度の期末配当は、「配当性向33%以上」を基本とする従来の方針により、1株当たり**6円**とさせていただきました。これにより年間配当総額は同**23円**(配当性向 **33.1%**)となりました。

(円)		1Q	2Q	3Q	4Q	配当総額	
2015年	増配	2	—	2	14※+1	19	38
	普通配	4	5	5	5	19	
2016年	増配	—	—	—	1	1	21
	普通配	5	5	5	5	20	
2017年	普通配	5	6	6	6	23	

※GMOクリックホールディングス(現：GMOフィナンシャルホールディングス)株式売却による特別利益の増配分

▼ 総還元性向

当社は「総還元性向50%」を株主還元の目標とし、最終利益の50%から配当総額を引いた金額で自己株式を取得する方針です。当社は「総還元性向50%」という基本方針に基づき、最終利益の33%以上を配当、残りの約17%を原資とした自己株式の取得を実施しております。

総還元性向 50%

- 配当性向 **33%以上** 四半期配当
- 自己株式の取得 **17%** 年度末の最終利益を原資として**翌年度**に実施

▼ 自己株式の取得

2018年は、13.6億円、100万株を上限とした自己株式の取得を2018年2月13日から12月28日までに実施する予定です。

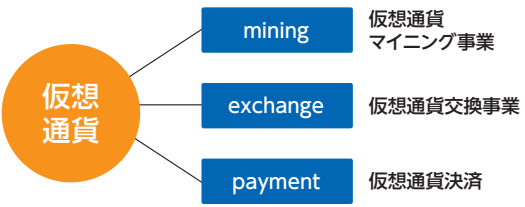
「仮想通貨領域で 世界No.1を目指す」

仮想通貨マイニング事業

インターネットが情報に関する「境界」を世界から取り除き、世界のあり方を変えたように、仮想通貨はお金に関する「境界」を世界から取り除き、世界の経済を大きく変える可能性を秘めています。仮想通貨、ここでは最も市場価値が高いビットコインについてご説明しますが、ブロックチェーンというネットワーク上に分散管理された台帳に取引を記録する計算処理を実行し、その報酬を得る=マイニング事業を、当社は2017年12月より開始しました。全世界でマイニングに参加しているコンピューターの計算スピード容量は、2万PH/sを超え、マイニング事業者は計算効率をいかに高めるかという生存競争を繰り広げています。

当社グループは、12nmFFCの最先端半導体チップを共同パートナーと開発に成功し、下期からは7nmの半導体チップの稼動、そして「Z.com Cloud Mining」にてクラウドマイニング事業を開始する予定です。他社よりも優位性の高いマシン、電気効率の良い環境に加え、当社グループのインフラ・金融事業で培ったノウハウを最大限発揮してまいります。インターネットが私たちの生活を豊かにしてくれたように、世界を変える可能性のある「仮想通貨」を全ての人に便利に使いやすく提供し、この仮想通貨領域で世界No.1を目指してまいります。

仮想通貨領域で世界No.1を目指す



メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

この定時株主総会招集ご通知は、
当社が業務上既定サイズとして
使用している手帳と同じ、
バイブルサイズとなっております。

UD FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月23日

GMOインターネット株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝田雅也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩村篤	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大辻隼人	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、GMOインターネット株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOインターネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月23日

GMOインターネット株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝　田　雅　也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　村　　篤	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　辻　隼　人	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、GMOインターネット株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 当社は景品表示法違反により消費者庁から措置命令を受けました。監査等委員会としては、再発防止に取り組んでいることを確認しております。

上記を除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、情報セキュリティに関しましてはグループにおいて生じた個人情報漏洩事案に対して委員会を設置し専門家の支援を受けて再発防止に取り組んでいることを確認しております。グループ全体としては専門部隊を採用配置して監査・再発防止・運用監視する体制強化を図る施策について監査等委員会として注視してまいります。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月23日

GMOインターネット株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　武藤昌弘㊞

監査等委員　小倉啓吾㊞

監査等委員　郡司掛孝㊞

監査等委員　増田要㊞

(注) 監査等委員小倉啓吾、郡司掛孝及び増田要は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。